

6文科高第683号  
令和6年7月31日

各 都 道 府 県 知 事 殿  
各文部科学大臣所轄学校法人理事長

文部科学省高等教育局私学部長  
浅 野 敦 行

学校法人に対する個人からの寄附に係る所得税の税額控除制度の改正について（通知）

令和6年3月30日に、別添のとおり、租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（令和6年政令第151号）及び租税特別措置法施行規則の一部を改正する省令（令和6年財務省令第24号）が公布され、本通知に係る規定については、令和7年4月1日から施行されます。

これに伴い、令和7年度から令和12年度までの間に行われる税額控除対象法人の証明申請について、一定の要件を満たす場合において、学校法人が税額控除対象法人と認められるための実績判定に係る期間が短縮されることとなります。

昨今、少子化等の影響で私立学校を取り巻く環境が厳しさを増す中、各学校法人における経営基盤の強化が喫緊の課題となっており、寄附金等の外部資金を含む多様な資金確保が重要になっております。平成23年の租税特別措置法（昭和32年法律第26号）の改正による学校法人に対する個人寄附に係る税額控除制度の導入以降、当該制度を活用するための様々な要件緩和が行われてきたところですが、今般の改正を踏まえ、より幅広い市民から寄附金を募集することが可能となり、経営基盤の強化に資する税額控除対象法人の証明申請を御検討いただくようお願いいたします。

各都道府県におかれては、今般の改正の趣旨について、所轄の学校法人及び私立学校法（昭和24年法律第270号）第64条第4項の法人（以下「学校法人等」という。）に対して御周知いただくとともに、所轄の学校法人等から証明書の発行に係る申請があった場合には、適切に御対応いただくようお願いいたします。

また、特定公益増進法人（所得控除制度）についても、制度の御活用及び御周知をお願いいたします。

記

## 第一 稟税特別措置法施行令の一部改正の概要

### 1. 実績判定期間の見直しについて

税額控除対象法人が満たすべき、いわゆるパブリック・サポート・テストの絶対値要件について、下記2.の特例法人と認められる要件を満たす学校法人等に関しては、次の特例によりその判定ができることとすること。（租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号）第26条の28の2関係）

- (1) 実績判定期間を、特例法人の直前に終了した事業年度終了の日以前2年内に終了した各事業年度のうち最も古い事業年度開始の日から当該終了の日までの期間（以下「特例実績判定期間」という。）とすること。
- (2) 特例実績判定期間内の判定基準寄附者の数に係る要件を当該判定基準寄附者の数が各事業年度において100人以上であることとともに、当該判定基準寄附者からの寄附金の額に係る要件を当該寄附金の額が各事業年度において30万円以上であることとすること。

### 2. 特例法人について

「特例法人」とは、以下の要件を満たす学校法人等をいうこと。（租税特別措置法施行令第26条の28の2関係）

- ① 当該法人の直前に終了した事業年度が令和6年4月1日から令和11年4月1日までの間に開始する事業年度であること。
- ② 私立学校法第45条の2第2項（同法第64条第5項において準用する場合を含む。）に規定する中期事業計画その他これに準ずる計画であって当該法人の経営の改善に資すると認められるもの（以下「経営改善に向けた具体的な取組に係る計画」という。）を作成していること。
- ③ その他財務省令で定める要件に該当すること。

## 第二 稟税特別措置法施行規則の一部改正の概要

租税特別措置法施行令第26条の2第6項第7号の財務省令で定める要件は、学校法人等の直前に終了した事業年度終了の日以前2年内に終了した各事業年度のうち最も古い事業年度開始の日から起算して5年前の日以後に、所轄庁から当該法人に係る税額控除に係る証明書類が発行されていないこと（※）としたこと。（租税特別措置法施行規則（昭和32年大蔵省令第15号）第19条の10の5関係）

（※）特例実績判定期間中に、税額控除に係る証明を受けている期間が含まれないこと。

## 第三 留意事項

### 1. 特例実績判定期間について

特例実績判定期間については、通常2年ということとなるが、設立後間もなく、活動実績が2年に満たない学校法人等においては、学校法人等設立の日から直前に終了した事業年度終了日までを特例実績判定期間とし、当該特例実績判定期間内の日を含む各事業年度において、判定基準寄附者数及び寄附金の額の要件を満たすことで申請が可能であること。

## 2. 緩和措置の適用について

本改正によって選択できるようになった絶対値要件について、従来の要件と同様に、設置する学校等の定員等の総数が5,000人未満の事業年度がある場合や、公益目的事業費用等の額の合計額が1億円未満の事業年度がある場合の要件の緩和が可能であること。

## 3. 経営改善に向けた具体的な取組に係る計画について

### (1) 経営改善に向けた具体的な取組に係る計画に係る要件

- ① 経営改善に向けた具体的な取組に係る計画は、次に掲げる要件を満たす必要があること。
  - (一) 計画が、評議員会の意見を聴いた上で、学校法人等の理事会において決定されたものであること。
  - (二) 計画の期間が証明申請の所轄庁への提出年度から5年以上の期間を含むものであること。
  - (三) 学校法人等の経営の現状分析、経営改善に関する目標及び目標達成に向けた具体的な計画がその内容に含まれていること。
  - (四) 寄附金募集に係る現状分析、寄附金募集に関する目標、目標の達成に向けた具体的な計画及び寄附金を充当する予定の事業がその内容に含まれていること。
- ② ①に掲げる要件を満たしていることを所轄庁において確認するため、本改正の要件により申請を行う学校法人等においては、所轄庁に対して、経営改善に向けた具体的な取組に係る計画本体のほか、計画が①に掲げる要件を満たしていることの根拠書類を提出する必要があること。
- ③ 私立学校法第45条の2第2項に規定する事業に関する中期的な計画など(以下「中期事業計画」という。)を作成している場合、当該計画が①(一)～(四)に掲げる要件を満たす場合には、当該計画を経営改善に向けた具体的な取組に係る計画として扱うことができること。
- ④ 中期事業計画を作成している場合であって、中期事業計画自体に①(四)に掲げる内容が含まれない場合や、中期事業計画の期間が証明申請の所轄庁への提出年度から5年以上の期間を含むものでない場合であっても、次の(一)及び(二)の要件を満たす場合については、当該中期事業計画について、①(二)や①(四)の要件を満たすこととできること。

- (一) 中期事業計画の作成当初に定めた計画の期間が5年以上であること。
  - (二) 寄附金募集に係る現状分析、寄附金募集に関する目標、目標の達成に向けた具体的な計画、寄附金を充当する予定の事業及び当該事業と中期事業計画との関係性を記載した書類（※）を所轄庁に提出すること。  
（※）証明申請の所轄庁への提出年度から5年以上の期間を含むものとして作成する必要があること。また、評議員会の意見を聴いた上で、学校法人等の理事会において決定されたものであること。
- (2) 経営改善に向けた具体的な取組に係る計画の作成にあたっての留意事項
- ① 実効性のある経営改善に向けた具体的な取組に係る計画を作成するためには、現状の経営状況の分析や作成のための体制づくりが重要であることから、日本私立学校振興・共済事業団が作成した「経営改善等のためのハンドブック」を必要に応じて参考にすること。
  - ② 計画については、教学・教育内容、人事、施設、財務等に関する事項について策定するものであるが、その具体的な内容については、法人規模等に応じて法人において適切に判断すべきであること。
  - ③ 経営改善に向けた具体的な取組に係る計画は、抽象的な目標に留まらず、データやエビデンスに基づきながら、取り組むべき事柄が具体的に特定できるような計画であることが望ましいこと。

#### 4. 従来の制度との関係について

本改正に基づく特例による絶対値要件ではなく、5年の実績判定期間を用いた従来の要件を選択して、いわゆるパブリック・サポート・テストの絶対値要件の判定をすることも引き続き可能であること。

#### 別添資料

- 【別添1】租税特別措置法 新旧対照表（第二十六条の二十八の二関係）
- 【別添2】租税特別措置法施行規則 新旧対照表（第十九条の十の五関係）
- 【別添3】学校法人に対する寄附の税額控除に係る証明申請の手引き（更新）
- 【別添4】所轄庁（文部科学大臣）から発行される証明書の様式
- 【別添5】本改正の概要

【本件担当】

文部科学省高等教育局私学部私学行政課法規係、企画係  
電話：03-5253-4111（内線 2533）  
メールアドレス：sigakugy@mext.go.jp

○租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）新旧対照表（第二十六条の二十八の二関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（公益社団法人等に寄附をした場合の所得税額の特別控除）</p> <p>第二十六条の二十八の二 法第四十一条の十八の三第一項第一号に規定する政令で定める要件は、次の各号に掲げる法人の区分に応じ当該各号に定める要件とする。</p> <p>一 法第四十一条の十八の三第一項第一号イに掲げる法人 次に掲げる要件</p> <p>イ 次に掲げる要件のいずれかを満たすこと。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 実績判定期間内の日を含む各事業年度における判定基準寄附者の数（当該各事業年度において個人である判定基準寄附者と生計を一にする他の判定基準寄附者がいる場合には、当該判定基準寄附者と当該他の判定基準寄附者とを一人とみなした数。以下この項及び次項において同じ。）（当該各事業年度のうち当該法人の公益目的事業費用等の額の合計額が一億円に満たない事業年度（当該公益目的事業費用等の額の合計額が零である場合の当該事業年度を除く。）において「特定事業年度」という。）にあつては、当該特定事業年度における当該判定基準寄</p>	<p>（公益社団法人等に寄附をした場合の所得税額の特別控除）</p> <p>第二十六条の二十八の二 法第四十一条の十八の三第一項第一号に規定する政令で定める要件は、次の各号に掲げる法人の区分に応じ当該各号に定める要件とする。</p> <p>一 法第四十一条の十八の三第一項第一号イに掲げる法人 次に掲げる要件</p> <p>イ 次に掲げる要件のいずれかを満たすこと。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 実績判定期間内の日を含む各事業年度における判定基準寄附者の数（当該各事業年度において個人である判定基準寄附者と生計を一にする他の判定基準寄附者がいる場合には、当該判定基準寄附者と当該他の判定基準寄附者とを一人とみなした数。以下この項及び次項において同じ。）（当該各事業年度のうち当該法人の公益目的事業費用等の額の合計額が一億円に満たない事業年度（当該公益目的事業費用等の額の合計額が零である場合の当該事業年度を除く。）において「特定事業年度」という。）にあつては、当該特定事業年度における当該判定基準寄</p>

附者の数に一億を乗じてこれを当該公益目的事業費用等の額の合計額（当該合計額が千万円に満たない場合には、千万）で除して得た数とする。第五号イ(2)において同じ。）の合計数に十二を乗じてこれを当該実績判定期間の月数で除して得た数が百以上であり、かつ、当該各事業年度における当該判定基準寄附者からの第六項第五号に規定する寄附金の同号に規定する額（次号イ(2)、第三号口(1)、第四号イ(2)及び第五号イ(2)並びに次項第一号イ(2)及び第二号イ(2)において「判定基準寄附金額」という。）の総額に十二を乗じてこれを当該実績判定期間の月数で除して得た金額が三十万円以上であること。

口

（略）

ハ 財務省令で定めるところにより、実績判定期間内の日を含む各事業年度の寄附者名簿（各事業年度に当該法人が受け入れた寄附金の支払者ごとに当該支払者の氏名又は名称及びその住所又は事務所の所在地並びにその寄附金の額及び受け入れた年月日を記載した書類をいう。第三号口(3)において同じ。）を作成し、これを保存していること。

二 法第四十一条の十八の三第一項第一号口に掲げる法人（特例法人を除く。）次に掲げる要件

イ 次に掲げる要件のいずれかを満たすこと。

(1) （略）

附者の数に一億を乗じてこれを当該公益目的事業費用等の額の合計額（当該合計額が千万円に満たない場合には、千万）で除して得た数とする。第四号イ(2)において同じ。）の合計数に十二を乗じてこれを当該実績判定期間の月数で除して得た数が百以上であり、かつ、当該各事業年度における当該判定基準寄附者からの第六項第五号に規定する寄附金の同号に規定する額（次号イ(2)、第三号イ(2)及び第四号イ(2)並びに次項第一号イ(2)及び第二号イ(2)において「判定基準寄附金額」という。）の総額に十二を乗じてこれを当該実績判定期間の月数で除して得た金額が三十万円以上であること。

口

（略）

ハ 財務省令で定めるところにより、実績判定期間内の日を含む各事業年度の寄附者名簿（各事業年度に当該法人が受け入れた寄附金の支払者ごとに当該支払者の氏名又は名称及びその住所又は事務所の所在地並びにその寄附金の額及び受け入れた年月日を記載した書類をいう。）を作成し、これを保存していること。

二 法第四十一条の十八の三第一項第一号口に掲げる法人次に掲げる要件

イ 次に掲げる要件のいずれかを満たすこと。

(1) （略）

(2)

実績判定期間内の日を含む各事業年度における判定基準寄附者の数（当該各事業年度のうちに次に掲げる事業年度にあつては、それぞれ次に定める数（次に掲げる事業年度のいずれにも該当する場合には、次に定める数のうちいずれか多い数）とする。第四号イ(2)において同じ。）の合計数に十二を乗じてこれを当該実績判定期間の月数で除して得た数が百以上であり、かつ、当該各事業年度における当該判定基準寄附者からの判定基準寄附金額の総額に十二を乗じてこれを当該実績判定期間の月数で除して得た金額が三十万円以上であること。

(i) • (ii) (略)

ロ・ハ (略)

三イロ  
ト。口イ  
前号に定める要件

(1) 特例法人 次に掲げる要件のいずれかを満たすこと。  
次に掲げる要件

(1) 特例法人 次に掲げる要件のいずれかを満たすこと。  
前号に定める要件  
次に掲げる要件

(1) 特例法人 次に掲げる要件のいずれかを満たすこと。  
前号に定める要件  
次に掲げる要件

(2)

実績判定期間内の日を含む各事業年度における判定基準寄附者の数（当該各事業年度のうちに次に掲げる事業年度にあつては、それぞれ次に定める数（次に掲げる事業年度のいずれにも該当する場合には、次に定める数のうちいずれか多い数）とする。次号イ(2)において同じ。）の合計数に十二を乗じてこれを当該実績判定期間の月数で除して得た数が百以上であり、かつ、当該各事業年度における当該判定基準寄附者からの判定基準寄附金額の総額に十二を乗じてこれを当該実績判定期間の月数で除して得た金額が三十万円以上であること。

(i) • (ii) (略)

(新設)

ロ・ハ (略)

(新設)

ロ・ハ (略)

定める数（次に掲げる事業年度のいずれにも該当する場合には、次に定める数のうちいずれか多い数）とする。）が百以上であり、かつ、当該各事業年度における当該特例判定基準寄附者からの判定基準寄附金額が三十万円以上であること。

(i) 当該特例法人が設置する特定学校等の定員等の総数が五千に満たない事業年度（当該定員等の総数が零である場合の当該事業年度を除く。）において「特定事業年度」という。）当該特定事業年度における当該特例判定基準寄附者の数に五千を乗じてこれを当該定員等の総数（当該定員等の総数が五百に満たない場合には、五百）で除して得た数

(ii) 当該特例法人の公益目的事業費用等の額の合計額が一億円に満たない事業年度（当該合計額が零である場合の当該事業年度を除く。において「特定事業年度」という。）当該特定事業年度における当該特例判定基準寄附者の数に一億を乗じてこれを当該公益目的事業費用等の額の合計額（当該合計額が千万円に満たない場合には、千万）で除して得た数

前号□に掲げる要件

(3) (2)

定期間内の日を含む各事業年度の寄附者名簿を

作成し、これを保存していること。

四・五 (略)

2 法第四十一条の十八の三第一項第二号及び第三号に規定する政令で定める要件は、次の各号に掲げる法人の区分に応じ当該各号に定める要件とする。

一 法第四十一条の十八の三第一項第二号イ及び第三号イに掲げる法人 次に掲げる要件

イ (略)

ロ 次に掲げる書類について閲覧の請求があつた場合には、正当な理由がある場合を除き、財務省令で定めるところにより、これを閲覧させること。

(1) 国立大学法人法第三十五条の二において準用する独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第三十八条第一項に規定する財務諸表並びに同条第二項に規定する事業報告書、決算報告書、監査報告及び会計監査報告

(2) (略)

二・三 (略)

3・4 (略)

5 当該法人の実績判定期間に国の補助金等がある場合における第一項第一号イ(1)、第二号イ(1)、第四号イ(1)又は第五号イ(1)に規定する割合の計算については、当該国補助金等の金額のうち寄附金収入金額（同項第二号若しくは第三号又は第二項第一号、第二号若しくは第三号に掲げる法人にあつては、学校の入学に関する

2 法第四十一条の十八の三第一項第二号及び第三号に規定する政令で定める要件は、次の各号に掲げる法人の区分に応じ当該各号に定める要件とする。

一 法第四十一条の十八の三第一項第二号イ及び第三号イに掲げる法人 次に掲げる要件

イ (略)

ロ 次に掲げる書類について閲覧の請求があつた場合には、正当な理由がある場合を除き、財務省令で定めるところにより、これを閲覧させること。

(1) 国立大学法人法第三十五条において準用する独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第三十八条第一項に規定する財務諸表並びに同条第二項に規定する事業報告書、決算報告書、監査報告及び会計監査報告

(2) (略)

二・三 (略)

3・4 (略)

5 当該法人の実績判定期間に国の補助金等がある場合における第一項第一号イ(1)、第二号イ(1)、第三号イ(1)又は第四号イ(1)に規定する割合の計算については、当該国補助金等の金額のうち寄附金収入金額（同項第二号又は第二項第一号、第二号若しくは第三号に掲げる法人にあつては、学校の入学に関する寄附金の額を

三・四 (略)

る寄附金の額を除く。以下この項において同じ。）に達するまでの金額は、当該寄附金収入金額に加算することができるものとする。この場合において、当該国の補助金等の金額は、経常収入金額に含めるものとする。

この条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一  
四  
(略)

判定基準寄附者 当該法人の実績判定期間内の日を含む各事業年度における同一の者からの寄附金（寄附者の氏名又は名称その他の財務省令で定める事項が明らかな寄附金に限るものとし、学校の入学に關するものその他の財務省令で定めるものを除く。以下この号及び第十一号において同じ。）の額（当該同一の者が個人である場合には、当該各事業年度におけるその者と生計を一にする者からの寄附金の額を加算した金額。同号において同じ。）が三千円以上である場合の当該同一の者（当該法人の法人税法第二条第十五号に規定する役員である者及び当該役員と生計を一にする者を除く。）をいう。

六  
(略)

特例法人 法第四十一条の十八の三第一項第一号  
に掲げる法人のうち、当該法人の直前に終了した  
事業年度が令和六年四月一日から令和十一年四月一  
日までの間に開始する事業年度であること、私立学  
校法第一百四十八条第二項（同法第一百五十二条第六項

額は、当該寄附金収入金額に加算することができるものとする。この場合において、当該国の補助金等の金額は、経常収入金額に含めるものとする。

この条において、次の各号に掲げる用語の意義は、  
当該各号に定めるところによる。

五 判定基準寄附者 当該法人の実績判定期間内の日を含む各事業年度における同一の者からの寄附金（寄附者の氏名又は名称その他の財務省令で定める事項が明らかな寄附金に限るものとし、学校の入学に関するものその他の財務省令で定めるものを除く。以下この号において同じ。）の額（当該同一の者が個人である場合には、当該各事業年度におけるその者と生計を一にする者からの寄附金の額を加算した金額）が三千円以上である場合の当該同一の者（当該法人の法人税法第二条第十五号に規定する役員である者及び当該役員と生計を一にする者を除く。）をいう。

六 (略)  
(新設)

六  
(略)

特例法人 法第四十一条の十八の三第一項第一号  
に掲げる法人のうち、当該法人の直前に終了した  
事業年度が令和六年四月一日から令和十一年四月一  
日までの間に開始する事業年度であること、私立学  
校法第一百四十八条第二項（同法第一百五十二条第六項

において準用する場合を含む。)に規定する中期事業計画その他これに準ずる計画であつて当該法人の経営の改善に資すると認められるものを作成していることその他財務省令で定める要件に該当するものをいう。

八・九 (略)

十 特例実績判定期間 特例法人の直前に終了した事業年度終了の日以前二年内に終了した各事業年度のうち最も古い事業年度開始の日から当該終了の日までの期間をいう。

七・八 (略)  
(新設)

十一 特例判定基準寄附者 特例法人の特例実績判定期間内の日を含む各事業年度における同一の者からの寄附金の額が三千円以上である場合の当該同一の者(当該特例法人の法人税法第二条第十五号に規定する役員である者及び当該役員と生計を一にする者を除く。)をいう。

十二 (略)

7 第一項第一号イ(2)、第二号イ(2)、第四号イ(2)及び第五号イ(2)並びに第二項第一号イ(2)、第二号イ(2)及び第三号イ(2)の月数は、暦に従つて計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを一月とする。

8 (略)

7 第一項第一号イ(2)、第二号イ(2)、第三号イ(2)及び第四号イ(2)並びに第二項第一号イ(2)、第二号イ(2)及び第三号イ(2)の月数は、暦に従つて計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを一月とする。

九 (略)

10 (略)

○租税特別措置法施行規則（昭和三十二年大蔵省令第十五号）新旧対照表（第十九条の十の五関係）

（傍線部分は改正部分）

（傍線部分は改正部分）

## 改 正 案

## 現 行

（公益社団法人等に寄附をした場合の所得税額の特別控除）

第十九条の十の五 施行令第二十六条の二十八の二第一項第一号イ(1)に規定する財務省令で定める要件は、次に掲げる要件とする。

一・二（略）

三 社員（役員（法人税法第二条第十五号に規定する役員をいう。以下この号、第三項第一号及び第九項において同じ。）及び役員と親族関係を有する者（当該役員の配偶者及び三親等以内の親族をいう。ハ、第三項第一号及び第九項において同じ。）並びに役員と特殊の関係のある者（次に掲げる者をいう。第三項第一号及び第九項において同じ。）を除く。）の数が二十人以上であること。

イヽハ（略）

2 施行令第二十六条の二十八の二第一項第一号口、第二号口、第四号口若しくは第五号口又は第二項第一号口、第二号口若しくは第三号口の規定による閲覧に係る事務は、これらの規定に規定する書類を公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第二十一条第一項、私立学校法第三十三条の二若しくは第四十七条第二項（これらの規定を同法第六十四条第五項にお

（公益社団法人等に寄附をした場合の所得税額の特別控除）

第十九条の十の五 施行令第二十六条の二十八の二第一項第一号イ(1)に規定する財務省令で定める要件は、次に掲げる要件とする。

一・二（略）

三 社員（役員（法人税法第二条第十五号に規定する役員をいう。以下この号、第三項第一号及び第八項において同じ。）及び役員と親族関係を有する者（当該役員の配偶者及び三親等以内の親族をいう。ハ、第三項第一号及び第八項において同じ。）並びに役員と特殊の関係のある者（次に掲げる者をいう。第三項第一号及び第八項において同じ。）を除く。）の数が二十人以上であること。

イヽハ（略）

2 施行令第二十六条の二十八の二第一項第一号口、第二号口、第三号口若しくは第四号口又は第二項第一号口、第二号口若しくは第三号口の規定による閲覧に係る事務は、これらの規定に規定する書類を公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第二十一条第一項、私立学校法第三十三条の二若しくは第四十七条第二項（これらの規定を同法第六十四条第五項にお

いて準用する場合を含む。）、社会福祉法第三十四条の二第一項、第四十五条の三十二第一項若しくは第四十五条の三十四第一項、更生保護事業法（平成七年法律第八十六号）第二十九条第一項、国立大学法人法第三十五条の二において準用する独立行政法人通則法第三十八条第三項、地方独立行政法人法第三十四条第三項又は独立行政法人通則法第三十八条第三項の規定に準じて当該法人の主たる事務所に備え置き、これを行うものとする。

3 施行令第二十六条の二十八の二第一項第一号ロ(3)に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 当該法人の役員若しくは役員と親族関係を有する者又は役員と特殊の関係のある者で、当該事業年度（法第二条第二項第十九号に規定する事業年度をいう。次項及び第十二項において同じ。）における当該法人に対する寄附金の額の合計額が二十万円以上であるものの氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日

月日  
二 (略)

4 (略)

5 前項の規定は、施行令第二十六条の二十八の二第一項第三号ロ(3)に規定する寄附者名簿について準用する。

6 施行令第二十六条の二十八の二第六項第二号に規定する財務省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

いて準用する場合を含む。）、社会福祉法第三十四条の二第一項、第四十五条の三十二第一項若しくは第四十五条の三十四第一項、更生保護事業法（平成七年法律第八十六号）第二十九条第一項、国立大学法人法第三十五条において準用する独立行政法人通則法第三十八条第三項、地方独立行政法人法第三十四条第三項又は独立行政法人通則法第三十八条第三項の規定に準じて当該法人の主たる事務所に備え置き、これを行うものとする。

3 施行令第二十六条の二十八の二第一項第一号ロ(3)に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 当該法人の役員若しくは役員と親族関係を有する者又は役員と特殊の関係のある者で、当該事業年度（法第二条第二項第十九号に規定する事業年度をいう。次項において同じ。）における当該法人に対する寄附金の額の合計額が二十万円以上であるものの氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日

月日  
二 (略)

4 (略)

5 (新設)

6 施行令第二十六条の二十八の二第六項第二号に規定する財務省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 施行令第二十六条の二十八の二第六項第十二号に規定する国の補助金等。

二 委託の対価としての収入で施行令第二十六条の二十八の二第六項第十二号に規定する国等から支払われるもの

三・四 (略)

五 遺贈 (贈与者の死亡により効力を生ずる贈与を含む。)により受け入れた寄附金、法第七十条第一項に規定する贈与により受け入れた寄附金その他贈与者の被相続人に係る相続の開始のあつたことを知つた日の翌日から十月以内に当該相続により当該贈与者が取得した財産の全部又は一部を当該贈与者からの贈与 (贈与者の死亡により効力を生ずる贈与を除く。)により受け入れた寄附金のうち、一者当たり基準限度超過額 (施行令第二十六条の二第六項第二号に規定する一者当たり基準限度超過額をいう。第八項第一号において同じ。)に相当する部

分

六 実績判定期間 (施行令第二十六条の二第六項第一号に規定する実績判定期間をいう。第八項第二号において同じ。)における同一の者から受け入れた寄附金の額の合計額が千円に満たないもの

七 (略)

八 休眠預金等交付金関係助成金 (民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する

一 施行令第二十六条の二十八の二第六項第九号に規定する国の補助金等。

二 委託の対価としての収入で施行令第二十六条の二十八の二第六項第九号に規定する国等から支払われるもの

三・四 (略)

五 遺贈 (贈与者の死亡により効力を生ずる贈与を含む。)により受け入れた寄附金、法第七十条第一項に規定する贈与により受け入れた寄附金その他贈与者の被相続人に係る相続の開始のあつたことを知つた日の翌日から十月以内に当該相続により当該贈与者が取得した財産の全部又は一部を当該贈与者の贈与 (贈与者の死亡により効力を生ずる贈与を除く。)により受け入れた寄附金のうち、一者当たり基準限度超過額 (施行令第二十六条の二第六項第三号に規定する一者当たり基準限度超過額をいう。第七項第一号において同じ。)に相当する部

分

六 実績判定期間 (施行令第二十六条の二第六項第一号に規定する実績判定期間をいう。第七項第二号において同じ。)における同一の者から受け入れた寄附金の額の合計額が千円に満たないもの

七 (略)

八 休眠預金等交付金関係助成金 (民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する

法律（平成二十八年法律第一百一号）第十九条第二項第三号イに規定する実行団体若しくは同号ロに規定する資金分配団体からの助成金（同法第八条に規定する休眠預金等交付金に係る資金をその原資に含むものに限る。）又は同法第二十一条第一項に規定する指定活用団体からの助成金（同法第八条に規定する休眠預金等交付金に係る資金を原資とするものに限る。）をいう。次項、第八項第四号及び第十一項第二号において同じ。）

7 | 11 （略）

12 | 施行令第二十六条の二十八の二第六項第七号に規定する財務省令で定める要件は、同号に規定する法人の直前に終了した事業年度終了の日以前二年内に終了した各事業年度のうち最も古い事業年度開始の日から起算して五年前の日以後に、私立学校法第四条に規定する所轄庁から当該法人に係る第十四項第一号ロに規定する書類が発行されていないこととする。

13 | 施行令第二十六条の二十八の二第六項第九号に規定する財務省令で定めるものは、児童福祉法施行規則（昭和二十三年厚生省令第十一号）第一条の十七第三号に掲げる委託児童の定員及び同令第三十六条の十二第三号に掲げる入居定員とする。

14 | 法第四十一条の十八の三第一項の規定による控除を受けようとする者は、確定申告書に同項の規定による控除を受ける金額の計算に関する明細書及び次の各号に掲げる法人の区分に応じ、当該各号に定める書類又

法律（平成二十八年法律第一百一号）第十九条第二項第三号イに規定する実行団体若しくは同号ロに規定する資金分配団体からの助成金（同法第八条に規定する休眠預金等交付金に係る資金をその原資に含むものに限る。）又は同法第二十一条第一項に規定する指定活用団体からの助成金（同法第八条に規定する休眠預金等交付金に係る資金を原資とするものに限る。）をいう。次項、第七項第四号及び第十項第二号において同じ。）

6 | 10 （新設）

11 | 施行令第二十六条の二十八の二第六項第八号に規定する財務省令で定めるものは、児童福祉法施行規則（昭和二十三年厚生省令第十一号）第一条の十七第三号に掲げる委託児童の定員及び同令第三十六条の十二第三号に掲げる入居定員とする。

12 | 法第四十一条の十八の三第一項の規定による控除を受けようとする者は、確定申告書に同項の規定による控除を受ける金額の計算に関する明細書及び次の各号に掲げる法人の区分に応じ、当該各号に定める書類又

はこれらの書類に記載すべき事項を記録した電子証明書等に係る電磁的記録印刷書面を添付しなければならない。

一 法第四十一条の十八の三第一項第一号イからニまでに掲げる法人 次に掲げる書類

イ 次に掲げる事項をその寄附金を受領した法人が証する書類（寄附者の氏名及び住所の記載があるものに限る。）

(1) (4) (略)

ロ 当該法人が施行令第二十六条の二十八条の二第一項に規定する要件を満たすものであることを公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第三条に規定する行政庁、私立学校法第四条若しくは社会福祉法第三十条に規定する所轄庁又は法務大臣若しくは更生保護事業法第六十二条に規定する地方更生保護委員会が証する書類（当該寄附金を支出する日以前五年内に発行されたものに限る。）の写しとして当該法人から交付を受けたもの

二 法第四十一条の十八の三第一項第二号イからハまでに掲げる法人 次に掲げる書類

イ 次に掲げる事項をその寄附金を受領した法人が証する書類（寄附者の氏名及び住所の記載があるものに限る。）

(1) (2) (略)

ロ 次に掲げる書類の写しとして当該法人から交付

はこれらの書類に記載すべき事項を記録した電子証明書等に係る電磁的記録印刷書面を添付しなければならない。

一 法第四十一条の十八の三第一項第一号イからニまでに掲げる法人 次に掲げる書類

イ その寄附金を受領した法人の次に掲げる事項を証する書類（寄附者の氏名及び住所の記載があるものに限る。）

(1) (4) (略)

ロ 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第三条に規定する行政庁、私立学校法第四条若しくは社会福祉法第三十条に規定する所轄庁又は法務大臣若しくは更生保護事業法第六十二条に規定する地方更生保護委員会の当該法人が施行令第二十六条の二十八条の二第一項に規定する要件を満たすものであることを証する書類（当該寄附金を支出する日以前五年内に発行されたものに限る。）の写しとして当該法人から交付を受けたもの

二 法第四十一条の十八の三第一項第二号イからハまでに掲げる法人 次に掲げる書類

イ その寄附金を受領した法人の次に掲げる事項を証する書類（寄附者の氏名及び住所の記載があるものに限る。）

(1) (2) (略)

ロ 文部科学大臣（公立大学法人にあつては、文部

を受けたもの

(1) 当該法人が施行令第二十六条の二十八の二第二項に規定する要件を満たすものであることを文部科学大臣（公立大学法人につては、文部科学大臣及び総務大臣（地方独立行政法人法第七条の規定により都道府県知事の認可を受けた公立大学法人につては、当該認可をした都道府県知事））。次号口において同じ。）の次に掲げる書類の写しとして当該法人から交付を受けたもの

(2) 当該寄附金が施行令第二十六条の二十八の二第三項の要件を満たすことにつき同項の確認をしたことを文部科学大臣が証する書類（当該寄附金を支出する日の属する年の一月一日に発行されたものに限る。）

三 法第四十一条の十八の三第一項第三号イからハまでに掲げる法人 次に掲げる書類

イ 次に掲げる事項をその寄附金を受領した法人が証する書類（寄附者の氏名及び住所の記載があるものに限る。）

(1)・(2) (略)

口 次に掲げる書類の写しとして当該法人から交付

科学大臣及び総務大臣（地方独立行政法人法第七条の規定により都道府県知事の認可を受けた公立大学法人につては、当該認可をした都道府県知事）。次号口において同じ。）の次に掲げる書類の写しとして当該法人から交付を受けたもの

(1) 当該法人が施行令第二十六条の二十八の二第二項に規定する要件を満たすものであることを証する書類（当該寄附金を支出する日以前五年内に発行されたものに限る。）

(2) 当該寄附金が施行令第二十六条の二十八の二第三項の要件を満たすことにつき同項の確認をしたことを証する書類（当該寄附金を支出する日の属する年の一月一日に発行されたものに限る。）

三 法第四十一条の十八の三第一項第三号イからハまでに掲げる法人 次に掲げる書類

イ その寄附金を受領した法人の次に掲げる事項を証する書類（寄附者の氏名及び住所の記載があるものに限る。）

(1)・(2) (略)

口 文部科学大臣の次に掲げる書類の写しとして当

を受けたもの

- (1) 当該法人が施行令第二十六条の二十八の二第二項に規定する要件を満たすものであることを文部科学大臣が証する書類（当該寄附金を支出する日以前五年内に発行されたものに限る。）
- (2) 当該寄附金が施行令第二十六条の二十八の二第四項の要件を満たすことにつき同項の確認をしたことを文部科学大臣が証する書類（当該寄附金を支出する日の属する年の一月一日に発行されたものに限る。）

該法人から交付を受けたもの

- (1) 当該法人が施行令第二十六条の二十八の二第二項に規定する要件を満たすものであることを証する書類（当該寄附金を支出する日以前五年内に発行されたものに限る。）
- (2) 当該寄附金が施行令第二十六条の二十八の二第四項の要件を満たすことにつき同項の確認をしたことを証する書類（当該寄附金を支出する日の属する年の一月一日に発行されたものに限る。）



# 学校法人に対する 寄附の税額控除に係る 証明申請の手引き

※令和7年4月1日に施行される改正私立学校法等の規定を踏まえ、本手引の内容を改正法に適合する作業を後日行います。令和7年1月を目処に更新いたします。

# 目次

1 .税額控除制度とは	P.2
2 .税額控除対象法人の要件	P.4
3 .申請から証明までの流れ	P.11
4 .申請書類の準備	P.13
5 .証明を受けた後に必要なこと	P.30
【参考】 関係法令	P.31

# 1. 税額控除制度とは

## 税額控除制度の概要

- 平成23年度の税制改正において、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）が改正されたことに伴い、一定の要件（※）を満たした学校法人へ個人が寄附金を支出した場合に適用される税額控除制度が創設されました。
- 本制度は、寄附者の所得税率に関係なく、一律に寄附金額の4割を所得税額から控除する制度です。寄附者の所得税率により控除額が決定される所得控除制度に比べ、少額の寄附者への減税効果が高いことが特徴です。
- 税額控除制度の利用により、個人の減税効果が高まる結果、学校法人にとっては、新たに寄附者が増えることにより、教育研究活動のための寄附金収入の増加が見込まれます。制度の利用を積極的に検討ください。
- なお、所得控除制度と税額控除制度のうち、寄附者（納税者）の選択により、有利な制度を選択することが認められています。

（※）通常の要件に加え、令和7年度から令和12年度までは特例が認められている。

## 税額控除制度と所得控除制度の比較

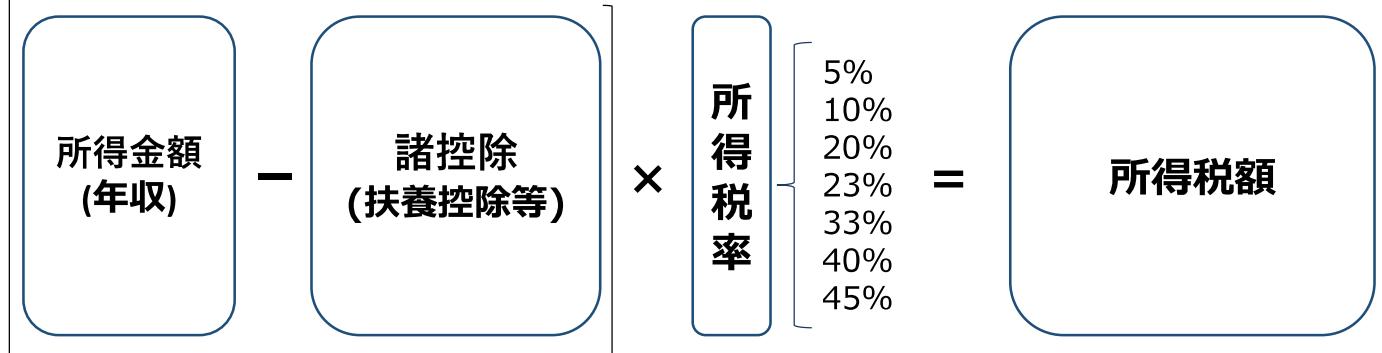
	税額控除制度	所得控除制度
概要	寄附者の所得税率を問わず 所得税額から寄附金額の <b>40%</b> を控除	寄附者の所得に応じた 税率を寄附金額に 乗じて控除
控除額 ※具体例はP.3	所得税額から直接 寄附金額の <b>40%</b> を控除	寄附者の所得に応じた 所得税率を寄附金額に 乗じて、控除額を決定
控除限度額	所得税額の25%	総所得金額等の40%
申請窓口 ※文部科学大臣 所轄学校法人	私学部私学行政課 法規係・企画係	私学部参事官付 財務調査係

# 1. 税額控除制度とは

## 所得税額の計算方法

(年間の所得金額 - 各種控除額 (寄附金控除含む)) × 所得税率(※) = 所得税額  
※所得税率

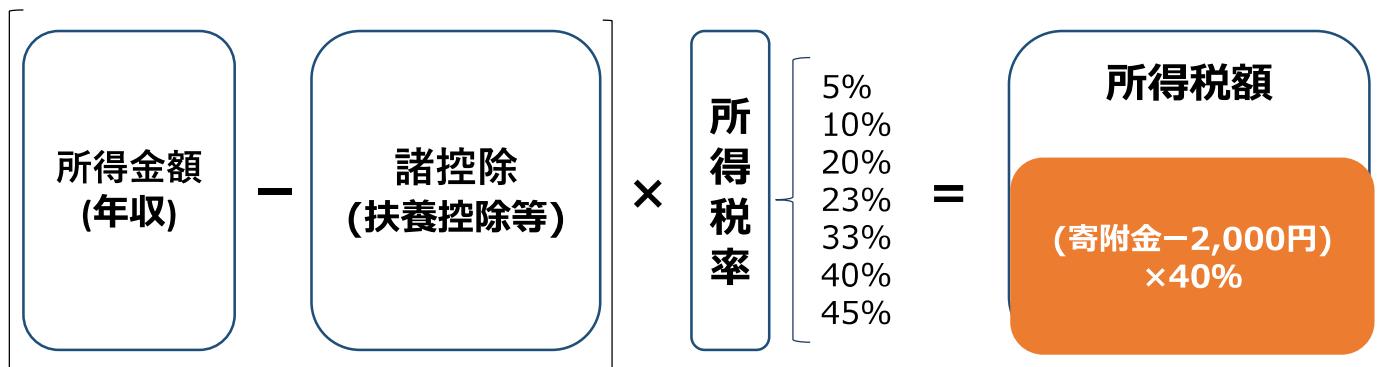
分離課税に対する者などを除くと、課税される所得金額に応じて、5%～45%の7段階に区分される。



## 税額控除額の計算方法

(寄附金額 - 2,000円) × 40% (一律) = 寄附金控除額

※年収600万円の者から5万円の寄附があった場合  $(50,000 - 2,000) \times 40\% = 19,200\text{円}$  を所得税額から控除



## (参考) 所得控除額の計算方法

(寄附金額 - 2,000円) × 所得税率※注 = 寄附金控除額

学校法人であれば申請すれば証明を受けられる (特定公益増進法人)

※諸控除 (扶養控除等) 後の所得金額が600万円の者から5万円の寄附があった場合

$(50,000 - 2,000) \times 20\% = 9,600\text{円}$  を控除

※注 各寄附者の所得に応じた所得税率が適用。



## 2. 税額控除対象法人の要件

特例要件

### 税額控除対象法人の特例要件について

令和7年度～12年度の間に行われる証明申請における特例として、一定の要件を満たした場合に、実績判定期間について、従来の実績判定期間である5年を2年とする特例が設けられております（以下、「特例要件」といいます）。以下の要件1～要件3を満たす必要があります。

#### 特例実績判定期間

申請日の直前に終了した事業年度終了日以前の**2年間**。各事業年度のうち、最も古い事業年度開始の日から当該直前に終了した事業年度終了日までを指します。



※1 設立後間もなく、活動実績が2年に満たない法人は、法人設立の日から直前に終了した事業年度終了日までが特例実績判定期間となります。

※2 学校法人が分割により2法人となった場合、旧学校法人の法人格を承継した新学校法人は、旧学校法人の事業年度もあわせて特例実績判定期間として申請することができます。

一方、分割により新たに設立された新学校法人については、当該新学校法人の設立の日以降の事業年度から特例実績判定期間を計算します。（①の新設の学校法人と同様に、特例実績判定期間が2年未満であっても、設立の日から直前の事業年度までを特例実績判定期間として構いません。）

※3 準学校法人から学校法人への変更認可を受けた場合、学校法人の設立の日以降の事業年度から特例実績判定期間を計算します。（①の新設の学校法人と同様に、特例実績判定期間が2年未満であっても、設立の日から直前の事業年度までを特例実績判定期間として構いません。）

#### ○要件1：絶対値要件を満たしていること

▶ 詳細はP.5

- (1) 3,000円以上の寄附金を支出した者(特例判定基準寄附者数)が特例実績判定期間内の日を含む事業年度それぞれで100人以上
- (2) 寄附金額が特例実績判定期間内の日を含む事業年度それぞれで30万円以上  
※緩和要件あり

#### ○要件2：経営改革に向けた具体的な取組に係る計画を作成していること

▶ 詳細はP.6

#### ○要件3：特例実績判定期間中に、税額控除に係る証明を受けている期間が含まれないこと

#### 要件1：絶対値要件

- (1) 3,000円以上の寄附金を支出した者(特例判定基準寄附者数)が特例実績判定期間を含む事業年度それぞれで100人以上
- (2) 寄附金額が特例実績判定期間を含む事業年度それぞれで30万円以上

※以下の①②のいずれかに該当する場合は(1)の「100人以上」の要件の緩和が可能です。

(別途書類提出必須 ▶P.13)

① 設置する学校等の定員等の総数が5,000人未満の事業年度がある場合

(設置する学校等、定員等については ▶P.10)

⇒ 当該事業年度の特例判定基準寄附者数が以下の式で計算して100人以上であること

$$\text{特例判定基準寄附者数} = \text{実際の寄附者数} \times \frac{5,000}{\text{定員等の総数} \text{ (総数500未満の場合は500)}}$$

② 公益目的事業費用等の額の合計額が1億円未満の事業年度がある場合

⇒ 当該事業年度の特例判定基準寄附者数が以下の式で計算して100人以上であること

$$\text{特例判定基準寄附者数} = \text{実際の寄附者数} \times \frac{1\text{億}}{\text{公益目的事業費用等総額} \text{ (1千万未満の場合は1千万)}}$$

#### 「事業年度それぞれで100人以上」「事業年度それぞれで30万円以上」

- 実績判定期間の平均値を用いる通常の要件とは異なり、特例要件では特例実績判定期間の日を含むそれぞれの年度で基準を満たす必要があります。
- 活動実績が2年に満たない法人は、法人設立の日から直前に終了した事業年度終了日までが特例実績判定期間となります。実績判定期間内の寄附者数について、事業年度ごとに100人以上、寄附金額が事業年度ごとに30万円以上であれば、要件を満たします。

#### 公益目的事業費用等

- 私立学校法第26条第3項に規定する私立学校の経営に関する会計に係る業務として行う事業に係る費用（租税特別措置法施行令第26条の2第6項第6号）を指します。事業規模をより正確に反映させるため、臨時偶発的なものを除いた経常費用を指します。
- 具体的には、学校法人会計基準（昭和46年文部省令第18号）第15条に規定する事業活動収支計算のうち、教育活動に係る支出及び教育研究活動以外の経常的な活動に係る支出の決算額の合計額を指します。

## 2. 税額控除対象法人の要件

特例要件

### 要件2：経営改革に向けた具体的な取組に係る計画を作成していること

#### （経営改革に向けた具体的な取組に係る計画に係る具体的な要件）

- (1) 計画が、評議員会の意見を聴いた上で、学校法人※の理事会において決定されたものであること。
- (2) 計画の期間が、証明申請の所轄庁への提出年度から5年以上の期間を含むものであること。
- (3) 計画において以下の内容に含まれていること。
  - ①学校法人※の経営の現状分析
  - ②経営改善に関する目標
  - ③目標達成に向けた具体的な計画
- (4) 寄附金の募集に係る以下の内容が含まれていること。
  - ①寄附金募集に係る現状分析
  - ②寄附金募集に関する目標
  - ③目標の達成に向けた具体的な計画
  - ④寄附金を充当する予定の事業

（別途書類提出必須 ▶ P.13）

※準学校法人を含む。

### 経営改革に向けた具体的な取組に係る計画に係る具体的な要件について

○本特例を活用するためには、「私立学校法第百四十八条第二項（同法第百五十二条第六項において準用する場合を含む。）に規定する中期事業計画その他これに準ずる計画であつて当該法人の経営の改善に資すると認められるもの」（以下、「経営改革に向けた具体的な取組に係る計画といいます。）を作成していることが必要であり、当該計画として認められるためには、上の（1）～（4）の要件を満たす必要があります。

○このほか、計画を策定するにあたっての留意事項については、6文科高第683号「学校法人に対する個人からの寄附に係る所得税の税額控除制度の拡充の税制改正について」（令和6年7月31日付け文部科学省高等教育局私学部長通知）を御参照ください。

### 事業に関する中期的な計画との関係性

○私立学校法第45条の2第2項に規定する事業に関する中期的な計画など（以下、「中期事業計画」といいます。）を作成している場合、当該計画が（1）～（4）に掲げる要件を満たす場合には、当該計画を経営改善に向けた具体的な取組に係る計画として扱うことができるので、新たに計画を作成する必要は必ずしもありません。

○また、中期事業計画を作成している場合であって、当該計画自体に（4）の内容が含まれない場合や、中期事業計画の期間が、証明申請の所轄庁への提出年度から5年以上の期間を含むものでない場合である場合においても、以下の要件を満たすことで、当該中期事業計画が（2）や（4）の要件を満たすこととできます。

- ・中期事業計画の作成当初に定めた計画の期間が5年以上であること。
- ・「寄附金募集に係る現状分析、寄附金募集に関する目標、目標の達成に向けた具体的な計画、寄附金を充当する予定の事業及び当該事業と中期事業計画との関係性」を記載した書類（※）を提出すること。

（※） 証明申請の所轄庁への提出年度から5年以上の期間を含むものとして作成する必要があります。また、評議員会の意見を聴いた上で、学校法人等の理事会において決定されたものである必要があります。

## 2. 税額控除対象法人の要件

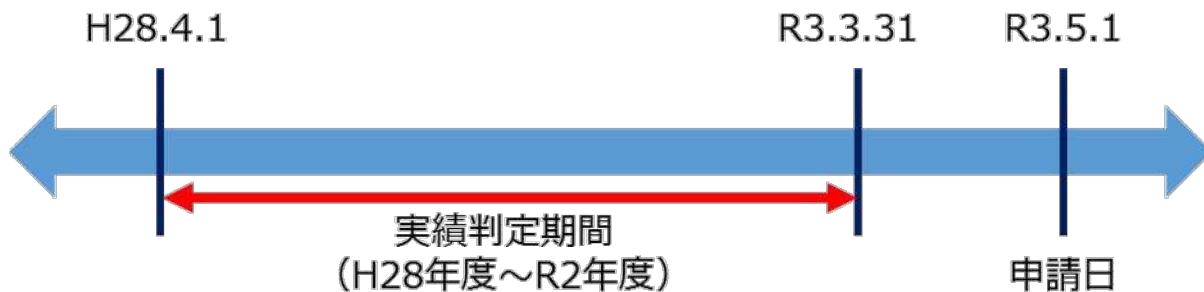
通常の要件

### 税額控除対象法人の要件

特例要件によらず、以下の実績判定期間において、要件1または要件2のうち、いずれかを満たすことで、税額控除対象法人の証明を受けることも可能です。（以下の要件を「通常の要件」といいます。）

### 実績判定期間

申請日の直前に終了した事業年度終了日以前の5年間。各事業年度のうち、最も古い事業年度開始の日から当該直前に終了した事業年度終了日までを指します。



※1 設立後間もなく、活動実績が5年に満たない法人は、法人設立の日から直前に終了した事業年度終了日までが実績判定期間となります。

※2 学校法人が分割により2法人となった場合、旧学校法人の法人格を承継した新学校法人は、旧学校法人の事業年度もあわせて実績判定期間として申請することができます。

一方、分割により新たに設立された新学校法人については、当該新学校法人の設立の日以降の事業年度から実績判定期間を計算します。（①の新設の学校法人と同様に、実績判定期間が5年未満であっても、設立の日から直前の事業年度までを実績判定期間として構いません。）

※3 準学校法人から学校法人への変更認可を受けた場合、学校法人の設立の日以降の事業年度から実績判定期間を計算します。（①の新設の学校法人と同様に、実績判定期間が5年未満であっても、設立の日から直前の事業年度までを実績判定期間として構いません。）

### 絶対値要件（要件1） ▶ 詳細はP.8

- (1) 3,000円以上の寄附金を支出した者(判定基準寄附者数)が年平均100人以上
- (2) 寄附金額が年平均30万円以上

※緩和要件あり

### 相対値要件（要件2） ▶ 詳細はP.9

経常収入金額に占める寄附金収入金額の割合が1/5以上

#### 絶対値要件（要件1）

- (1) 3,000円以上の寄附金を支出した者(判定基準寄附者数)が年平均100人以上
- (2) 寄附金額が年平均30万円以上

※以下の①②のいずれかに該当する場合は (1) の「100人以上」の要件の緩和が可能です。  
(別途書類提出必須 ▶P.20)

- ① 設置する学校等の**定員等の総数が5,000人未満**の事業年度がある場合

⇒ 当該事業年度の判定基準寄附者数が以下の式で計算して100人以上であること

$$\text{判定基準寄附者数} = \text{実際の寄附者数} \times \frac{5,000}{\text{定員等の総数} \text{ (総数500未満の場合は500)}}$$

- ② 公益目的事業費用等の**額の合計額が1億円未満**の事業年度がある場合

⇒ 当該事業年度の判定基準寄附者数が以下の式で計算して100人以上であること

$$\text{判定基準寄附者数} = \text{実際の寄附者数} \times \frac{1\text{億}}{\text{公益目的事業費用等総額} \text{ (1千万未満の場合は1千万)}}$$

#### 「年平均100人以上」「年平均30万円以上」

- 全事業年度で要件を満たしていなくても、5事業年度の平均100人以上で要件を満たします。
- 活動実績が5年に満たない法人は、法人設立の日から直前に終了した事業年度終了日までが実績判定期間となります。実績判定期間内の寄附者数が年平均100人以上、寄附金額が年平均30万円以上であれば、要件を満たします。

#### 公益目的事業費用等

- 私立学校法第26条第3項に規定する私立学校の経営に関する会計に係る業務として行う事業に係る費用（租税特別措置法施行令第26条の2第6項第6号）を指します。事業規模をより正確に反映させるため、臨時偶発的なものを除いた経常費用を指します。
- 具体的には、学校法人会計基準（昭和46年文部省令第18号）第15条に規定する事業活動収支計算のうち、**教育活動に係る支出及び教育研究活動以外の経常的な活動に係る支出の決算額**の合計額を指します。

## 相対値要件（要件2）

経常収入金額に占める寄附金収入金額の割合が1/5以上

$$\frac{\text{受入寄附金総額} - \left[ \begin{array}{l} \text{①一者当たりの基準限度額超過分(※1)} \\ \text{②一者から計1,000円未満の寄附金} \\ \text{③氏名等不詳の寄附金} \end{array} \right]}{\text{総収入金額} - \left[ \begin{array}{l} \text{①国等からの補助金等(※2)} \\ \text{②委託による支出} \\ \text{③臨時的な資産売却収入} \end{array} \right]} + \text{国等からの補助金等(※2)}$$

### ※1 一者当たりの基準限度額超過分

同一の者からの寄附金の合計額のうち、受入寄附総額の1/10（特定公益増進法人・NPO法人からの寄附については5/10）を超える部分の金額を指します。

### ※2 国等からの補助金等の額

判定において、総収入金額から国等からの補助金等の額を除くため、  
(1)(2)のうち、いずれかの処理を行います。(1)(2)は任意で選択可能です。

- (1) 受入寄附金総額（分子）へ加算
- (2) 総収入金額（分母）から控除

### ※3 「等」

「等」とは、以下の項目を指します。

- 法令又は政令の規定に基づき行われる事業でその対価の全部又は一部につき、その対価を支払うべき者に代わり国又は地方公共団体が負担することとされている場合のその負担部分
- 遺贈により受け入れられた寄附金のうち、一者当たりの基準限度額に相当する部分
- 同一の者から受け入れた寄附金の額の合計額が1,000円に満たないもの
- 寄附者の氏名又は名称が明らかでないもの

### 設置する学校等の定員等の総数

- 「設置する学校等」とは、次の施設を指します。

#### ① 学校

- ・学校教育法第1条に規定する学校
- ・就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園
- ・学校教育法第124条に規定する専修学校で所得税法施行規則第40条の9第1項で定めるもの
- ・学校教育法第134条に規定する各種学校で所得税法施行規則第40条の9第2項で定めるもの

#### ② 社会福祉施設

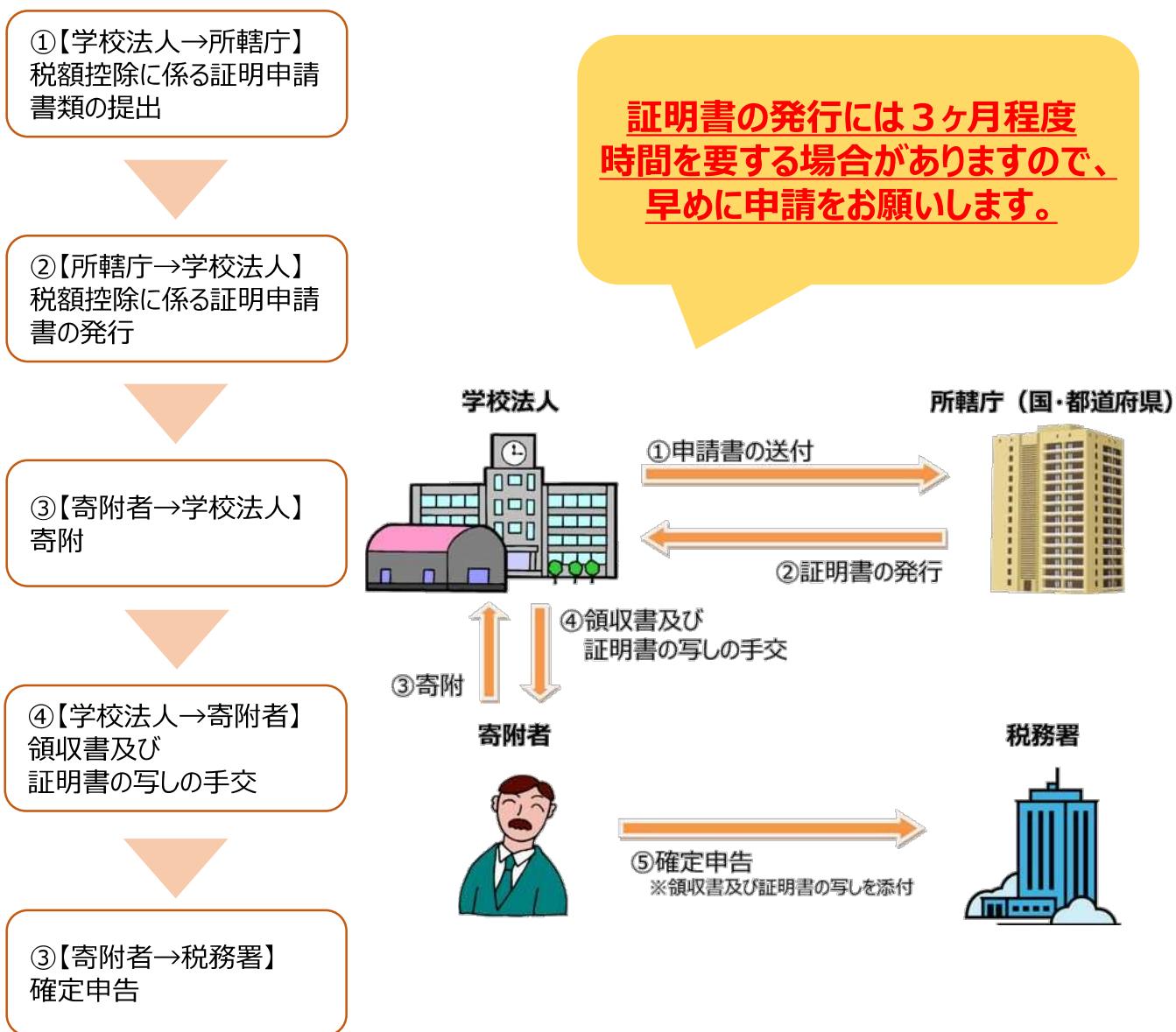
- ・障害児通所支援事業（児童発達支援、医療型児童発達支援又は放課後等でサービスを行う事業に限る）が行われる施設
- ・児童自立生活援助事業が行われる施設
- ・放課後児童健全育成事業が行われる施設
- ・小規模住居型児童養育事業又は小規模保育事業が行われる施設
- ・乳児院
- ・母子生活支援施設
- ・保育所
- ・児童養護施設
- ・福祉型障害児入所施設
- ・医療型障害児入所施設
- ・情緒障害児短期治療施設
- ・児童自立支援施設

- 「定員等」とは、収容定員、利用定員、入所定員その他これらに類するものとして財務省令で定めるもの（児童福祉法施行規則第1条の17第3号に掲げる委託児童の定員及び同令第36条の12第3号に掲げる入居定員）をいいます。
- 定員等の総数の算定にあたり、複数の学校等（収益事業や付随事業として保育所等の運営を行っている場合を含む）を設置している場合においては、**各学校等の定員等の数を合計**して算定します。
- 定員等の総数は学校法人の事業年度に対応する学校等の事業年度の数によりますが、学校等の開校の前年度に学校法人の設立認可と学校等の設置認可を受け、学校法人の設立の登記がなされている場合に限り、当該年度における定員等の総数は、設置認可を受けている学校等の定員等の総数とすることができます。

#### 寄附の税額控除の全体像

- 税額控除対象法人になるためには、所轄庁（文部科学大臣）から、租税特別措置法等に定められている要件を満たしている旨の証明を受けるための申請を行う必要があります。
- 証明書の有効期間は、証明を受けた日から**5年間**です。
- 5年の有効期間内は、原則として、税額控除に係る新たな書類の提出は不要です。  
新しい理事長が選任された際も、新たな手続きは不要です。
- 法人本部の場所や設置する学校の変更等により所轄庁が変更になる場合には、新しい所轄庁から証明書を再度発行する必要があります。

#### 税額控除までのフロー



#### 寄附件数のカウント方法の原則

- 個人及び法人からの寄附を1件としてカウントします。
- 同一の法人や個人からの複数回の寄附が、複数の事業年度にまたがる場合には、それぞれの事業年度ごとに1件ずつカウントします。
- 寄附者本人と生計を一にする者はまとめて1件としてカウントします。  
※ ある事業年度において、2,000円の寄附金を支出した者と生計を一にする配偶者・親子から1,000円の寄附があった場合には、これらを合算し「1人から3,000円」の寄附としてカウントします。
- 要件1の判定に用いる寄附者は、寄附者の氏名・名称、住所・所在地が明らかなものに限ります。

#### カウントできないケース

- 匿名の寄附  
※同窓会や後援会等は、法人格を持たない場合がありますので、御留意ください。
- 法人格のない任意団体からの寄附  
※法人格を持つ同窓会や後援会等が複数の寄附者からの寄附をまとめて学校法人に寄附した場合、寄附者は当該法人1人（1法人）としてカウントしてください。
- 申請する法人の役員である者及びその役員と生計を一にする者からの寄附  
※「法人の役員」とは、理事、監事及び清算人を指します。評議員や教職員は、評議員や教職員の中から役員として選出された者については、学校法人の役員として当該寄附者のカウントから除外する必要があります。
- 支店の名義での寄附
- 入学時の寄附  
※入学時の寄附金とは、自己又は子女等の入学を希望する学校に対してする寄附金で、その納入がない限り入学を許されないこととするものその他当該入学と相当の因果関係があるものをいいます。  
※入学願書受付の開始日から入学が予定される年の年末までの期間内に納入したものは、原則として、入学時の寄附金とみなされますので、カウントに入れないように御留意ください。  
※入学決定後に募集開始のもので、新入生以外の者と同一の条件で募集されるものは上記の「入学時の寄附」から除かれます。

#### 1件としてカウントするケース

- 個人及び法人からの寄附
- 同一事業年度において合計3,000円以上の寄附  
※同じ事業年度内に、同一の法人や個人から複数回に分けて寄附金を受け取った場合、一度の寄附金額が3,000円に満たない場合であっても、1件としてカウントします。
- 現物による寄附（時価による価格でカウント）
- 任意団体からの寄附のうち、代表者の名義の寄附  
※任意団体からの寄附のうち、寄附者の氏名、住所、寄附年月日及び寄附金額が確認できる場合には、個々の寄附者ごとに1件としてカウントします。  
※この場合、「寄附者名簿」には任意団体ではなく、個々の寄附者の氏名を記載してください。

### 申請時の提出物

- (1)経営改善に向けた具体的な取組に係る計画
- (2)経営改善に向けた具体的な取組に係る計画が要件を満たしていることの根拠書類 (⇒14ページ)
- (3)「寄附金募集に係る現状分析、寄附金募集に関する目標、目標の達成に向けた具体的な計画、寄附金を充当する予定の事業及び当該事業と中期事業計画との関係性」を記載した書類 (※1) (⇒15ページ)
- (4)寄附者名簿 (様式・特例用) (⇒16ページ)
- (5)絶対値要件チェック表 (様式・特例用) (⇒17ページ)
- (6)設置する学校等の定員等が分かる資料 [現行の学則、園則等] (※2)  
※定員等の増減に伴う学則の変更があった場合は、当該学則も送付して下さい。
- (7)公益目的事業費用等の合計額が分かる資料 [事業活動収支計算書等] (※3)
- (8)税額控除に係る証明申請書 (かがみ文書・特例用) (⇒18ページ)

※1:経営改善に向けた具体的な取組に係る計画として、中期事業計画を提出する場合で、以下のいずれかに該当する場合のみ  
①寄附金募集に係る現状分析、寄附金募集に関する目標、目標の達成に向けた具体的な計画及び寄附金を充当する予定の事業がその内容に含まれていない場合

②中期事業計画の期間が、証明申請の所轄庁への提出年度から5年以上の期間を含むものでない場合

※2:特例実績判定期間内に、設置する学校等の定員等の総数が5,000人未満の事業年度がある場合のみ

※3:特例実績判定期間内に、公益目的事業費用等の額の合計額が1億円未満の事業年度がある場合のみ

### 文部科学大臣所轄学校法人の申請先

- ①以下のリンク先に申請に必要な提出物をアップロードしてください。

<https://mext.ent.box.com/f/62662720680d49948f092038c37ba75c>

※必ず各提出ファイル名に法人名を入れるようにしてください。例：(学校法人○○) 寄附者名簿

- ②アップロード後、以下の件名のメールにてその旨をご連絡ください。

○メールの件名

【学校法人○○・新規申請】寄附の税額控除に係る証明申請

○メールの宛先

文部科学省高等教育部私学部私学行政課法規係・企画係

[sigaku-apply@mext.go.jp](mailto:sigaku-apply@mext.go.jp)

※①にてアップロードいただいたファイルを再度メール添付いただく必要はありません。

※提出に際して御不明点がある場合は、文部科学省高等教育部私学部私学行政課法規係・企画係  
(03-5253-4111[内線2532・2533]) に御連絡ください。

#### ○経営改善に向けた具体的な取組に係る計画が要件を満たしていることの根拠書類

##### (1) 計画が、評議員会の意見を聴いた上で、学校法人の理事会において決定されたものであること。

⇒評議員会の議事録や理事会の議事録等、評議員会の意見を聴いた上で、学校法人の理事会において決定されたことがわかる根拠書類を提出ください。（様式自由）

##### (2) 計画の期間が、証明申請の所轄庁への提出年度から5年以上の期間を含むものであること。

⇒計画における記載箇所や、理事会における議事録等、計画の期間が5年以上であることが確認できる書類を提出ください。（様式自由。（2）～（4）については1つの書類にまとめて構いません。）

※経営改善に向けた具体的な取組に係る計画として、中期事業計画を提出する場合で、中期事業計画の期間が所轄庁への提出年度から5年以上の期間を含むものでない場合において、「中期事業計画の作成当初に定めた計画の期間が5年以上であること」をもって本要件を満たそうとする場合には、そのことが確認できる書類を代わりに提出ください。

##### (3) 学校法人の経営の現状分析、経営改善に関する目標及び目標達成に向けた具体的な計画がその内容に含まれていること。

⇒計画における当該内容の記載箇所がどこであるかを確認することができる書類を提出ください。（様式自由。（2）～（4）については1つの書類にまとめて構いません。）

##### (4) 寄附金募集に係る現状分析、寄附金募集に関する目標、目標の達成に向けた具体的な計画及び寄附金を充当する予定の事業がその内容に含まれていること。

⇒計画における当該内容の記載箇所がどこであるかを確認することができる書類を提出ください。（様式自由。（2）～（4）については1つの書類にまとめて構いません。）

※「寄附金募集に係る現状分析、寄附金募集に関する目標、目標の達成に向けた具体的な計画、寄附金を充当する予定の事業及び当該事業と中期事業計画との関係性」を記載した書類を提出する場合は作成不要です。

※「寄附金を充当する予定の事業」については、租税特別措置法施行令第26条の28の2の規定により作成することとなっている、「寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類」と同様の内容となるようにしてください。

○「寄附金募集に係る現状分析、寄附金募集に関する目標、目標の達成に向けた具体的な計画、寄附金を充当する予定の事業及び当該事業と中期事業計画との関係性を記載した書類」について

本書類については、「寄附金募集に係る現状分析」、「寄附金募集に関する目標」、「目標の達成に向けた具体的な計画」、「寄附金を充当する予定の事業」について記載するとともに、「当該事業と中期事業計画との関係性」については、「寄附金を充当する予定の事業」が、中期事業計画で掲げた施策のどの施策に該当するものなのか記載してください。(様式自由)

※1「寄附金を充当する予定の事業」については、租税特別措置法施行令第26条の28の2の規定により作成することとなっている、「寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類」と同様の内容となるようにしてください。

※2「寄附金を充当する予定の事業、寄附金募集に関する目標及び目標の達成に向けた具体的な計画」については、証明申請の所轄庁への提出日から5年以上の期間を含むものとして作成する必要があります。本書類上で対象期間を明示してください。

※3 評議員会の意見を聴いた上で、学校法人等の理事会において決定されたものである必要があります。評議員会の議事録や理事会の議事録等、評議員会の意見を聴いた上で、学校法人の理事会において決定されたことがわかる根拠書類を合わせて提出ください。

## ○寄附者名簿の作成

寄附者名簿 (租税特別措置法施行令第26条の28の2第1項第3号ロの要件を満たす場合)						
法人名				事業年度	令和〇〇年4月1日～令和〇〇年3月31日	
※ ①寄附者の氏名又は名称、②住所又は事務所の所在地、③受領した寄附金額、④受領年月日の全てが記載してある必要があります。 ※ 本名簿は、各事業年度終了の日の翌日以後3か月を経過する日から5年間、主たる事務所の所在地に保存する必要があります。 ※ <b>学校法人の役員(理事、監事等)、他の寄附者と生計を一にする者、法人の本店以外(支店)</b> が含まれる場合、「備考」欄に記入してください。						
	寄附者の氏名 又は名称	寄附者区分	住所又は 事務所の所在地	寄附金額(円)	受領年月日	備考
1						
2						
3						

- 各法人で保管している「寄附者名簿」の情報に基づいて、申請用の寄附者名簿を作成してください。
- **本手引きP12の“カウントできないケース”に該当する寄附者については、備考欄にその旨を記載してください。**  
(寄附者数のカウントに当たって、カウントすることができない者)  
**例) 法人の役員(理事、監事及び清算人等)及びこれと生計を一にする者  
他の寄附者と生計を一にする者 他**
- 実績判定期間内に3,000円以上の支出をした寄附者について、要件を確実に満たせる場合には、**必ずしも全てを記入いただく必要はありません**。ただし、税額控除の対象となる旨の証明を受けた学校法人が別途作成し、**事務所に備え置くことが求められている寄附者名簿については、全ての寄附者(法人・個人・現物・現金寄附者)が含まれる名簿を作成する必要があります。**

### ○チェック表の作成

「絶対値要件チェック表（様式・特例用）」を用いて、必要事項を明記のうえ作成してください。

以下の留意事項について、次頁と照らして御確認ください。

＜作成手順＞： 黄色のセルに、必要事項を記入ください。

(1) 概要欄 **(必須)**

(2) 入力項目 1 **(必須)**

※必ず数値のみを入力してください。（単位は、数値入力後自動で表示されます。）

(3) 入力項目 2 **(該当する場合、当該事業年度についてのみ記載)**

[記載が必要となる法人]

設置する学校等の定員等の総数が5,000人未満の事業年度がある場合

(4) 最終確認

要件チェック欄の、「特例判定基準寄附者数」および「寄附金額」について

・いずれかのセルが赤く表示されている場合 ⇒ 要件を満たしていません。

・両方のセルが青く表示されている場合 ⇒ 要件を満たしています。

※両方のセルが青く表示された状態で御提出ください。

**数値を入力しても空欄のままとなる場合は、必要項目が未入力の可能性があります。**

### ○かがみ文書の作成

「**税額控除に係る証明申請書（様式・特例用）**」を用いて、必要事項を明記のうえ作成してください。以下の留意事項について、次ページと照らして御確認ください。

※通常の要件と様式が異なりますのでご注意ください。

#### ＜留意事項＞

1. 代表者の押印は**不要**です。
2. 設立登記年月日は、申請する学校法人の法人格が登記された日を記載してください。  
例) 合併、準学校法人から学校法人への移行 ⇒ 合併や移行の登記を行った場合  
法人名を変更した場合 ⇒ 旧名称の法人の設立登記日
3. 特例実績判定期間の考え方は、本手引きのP.4を御確認ください。  
特に、事業年度とのずれに御注意ください。（4月1日から翌3月31日を事業年度とする法人が実績判定期間を1月1日から12月31日とすることはできません。）
4. 提出する書類について、チェック欄（□）にチェック（■）を入れてください。

## 4.申請書類の準備

特例要件

### ○かがみ文書の作成（記載例）

令和7年5月1日

文部科学大臣  
○○ ○○ 様

法人の名称 学校法人 文科学園  
代表者の氏名 文科 太郎  
設立登記日 平成元年8月1日

1

2

#### 税額控除に係る証明申請書

租税特別措置法施行令第26条の28の2第1項第3号に規定される要件を満たしていることについての証明を受けたいので、下記の通り申詣します。

記

3

1. 特例実績判定期間  
令和5年4月1日～令和7年3月31日

#### 2. 添付書類

■租税特別措置法施行令第26条の28の2第6項に規定する計画（以下、「経営改善に向けた具体的な取組に係る計画」という。）

■経営改善に向けた具体的な取組に係る計画が要件を満たしていることの根拠書類  
■寄附金募集に係る現状分析、中期事業計画期間中の寄附金募集に関する目標、目標の達成に向けた具体的な計画、寄附金を充当する予定の事業及び当該事業と中期事業計画との関係性を記載した書類

※経営改善に向けた具体的な取組に係る計画として、中期事業計画を提出する場合で、以下のいずれかに該当する場合のみ

①寄附金募集に係る現状分析、寄附金を充当する予定の事業、寄附金募集に関する目標、目標の達成に向けた具体的な計画がその内容に含まれていない場合

②中期事業計画の期間が、証明申請の所轄庁への提出年度から5年以上の期間を含むものでない場合

■寄附者名簿（様式）

■絶対値要件チェック表（様式）

■実績判定期間内に、設置する学校等の定員等の総数が5,000人未満の事業年度がある場合は、設置する学校等の定員等が分かる資料（現行の学則、園則等）

※実績判定期間内に定員等の増減に伴う学則の変更があった場合は、当該学則も送付してください。

二実績判定期間内に、公益目的事業費用等の額の合計額が1億円未満の事業年度がある場合は、当該事業年度の公益目的事業費用等の合計額がわかる資料（事業活動収支計算書等）

4

以上

なお、証明を受けた後は、租税特別措置法施行令第26条の28の2第1項第2号に規定された書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除き、閲覧に供します。

### 申請時の提出物

#### ○ 絶対値要件（要件1）の場合

(1) 寄附者名簿（要件1）

(2) 絶対値要件（要件1）チェック表

【実績判定期間内に、設置する学校等の定員等の総数が5,000人未満の事業年度がある場合】

(3) 設置する学校等の定員等が分かる資料【現行の学則、園則等】

※定員等の増減に伴う学則の変更があった場合は、当該学則も送付して下さい。

【実績判定期間内に、公益目的事業費用等の額の合計額が1億円未満の事業年度がある場合】

(4) 公益目的事業費用等の合計額が分かる資料【事業活動収支計算書等】

#### ○ 相対値要件（要件2）の場合

(1) 寄附者名簿（要件2）

(2) 相対値要件（要件2）チェック表

(3) 受入寄附金総額や総収入金額がわかる財務諸表等

#### ○ 絶対値要件（要件1）・相対値要件（要件2）共通

・税額控除に係る証明申請書（かがみ文書）

### 文部科学大臣所轄学校法人の申請先

①以下のリンク先に申請に必要な提出物をアップロードしてください。

<https://mext.ent.box.com/f/62662720680d49948f092038c37ba75c>

※必ず各提出ファイル名に法人名を入れるようにしてください。例：（学校法人○○）寄附者名簿（要件1）

②アップロード後、以下の件名のメールにてその旨をご連絡ください。

#### ○メールの件名

継続申請の場合：【学校法人○○・継続申請】寄附の税額控除に係る証明申請

新規申請の場合：【学校法人○○・新規申請】寄附の税額控除に係る証明申請

#### ○メールの宛先

文部科学省高等教育部私学部私学行政課法規係・企画係

[sigaku-apply@mext.go.jp](mailto:sigaku-apply@mext.go.jp)

※①にてアップロードいただいたファイルを再度メール添付いただく必要はありません。

※提出に際して御不明点がある場合は、文部科学省高等教育部私学部私学行政課法規係・企画係（03-5253-4111[内線2532・2533]）に御連絡ください。

## 4.申請書類の準備

### 通常の要件

#### 絶対値要件（要件1）の場合

##### ①寄附者名簿の作成

寄附者名簿 (租税特別措置法施行令第26条の28の2第1項第2号イ(2)の要件を満たす場合)						
法人名	学校法人 ○○学園		事業年度	平成27年4月1日～平成28年3月31日		
※ ①寄附者の氏名又は名称、②住所又は事務所の所在地、③受領した寄附金額、④受領年月日の全てが記載してある必要があります。						
※ 本名簿は、各事業年度終了の日の翌日以後3か月を経過する日から5年間、主たる事務所の所在地に保存する必要があります。						
※ <b>学校法人の役員(理事、監事等)、他の寄附者と生計を一にする者、法人の本店以外(支店)が含まれる場合、備考欄に記入してください。</b>						
寄附者の氏名 又は名称	寄附者区分	住所又は 事務所の所在地	寄附金額(円)	受領年月日	備考	
1 ○○ ○○	個人	東京都千代田区○-○-△	50,000 円	2015年4月27日	No. 4 <sup>th</sup> 同一生計	
2 株式会社○○商事	法人・法人格を有する団体	東京都品川区○-△-○	2,500 円	2015年5月2日		
3 □□同窓会	任意団体	東京都港区○-○-○	3,000,000 円	2015年6月15日		
4 ○○ □	個人	東京都千代田区○-○-△	2,000,000 円	2015年7月13日	No. 1 <sup>st</sup> 同一生計	
5 △△ △	個人	東京都江東区○-○	240,000 円	2015年8月25日		
( 中 略 )						
180 □□ □□	個人	東京都文京区△-○	500,000 円	2015年9月1日	役員(理事)	
合	計		5,792,500 円			

- 各法人で保管している「寄附者名簿」の情報に基づいて、申請用の寄附者名簿を作成してください。
- **本手引きP12の“カウントできないケース”に該当する寄附者については、備考欄にその旨を記載してください。**  
(寄附者数のカウントに当たって、カウントすることができない者)  
**例) 法人の役員(理事、監事及び清算人等)及びこれと生計を一にする者  
他の寄附者と生計を一にする者 他**
- 実績判定期間内に3,000 円以上の支出をした寄附者について、要件を確実に満たせる場合には、**必ずしも全てを記入いただく必要はありません**。ただし、税額控除の対象となる旨の証明を受けた学校法人が別途作成し、**事務所に備え置くことが求められている寄附者名簿については、全ての寄附者(法人・個人・現物・現金寄附者)が含まれる名簿を作成する必要があります。**

#### 絶対値要件（要件1）の場合

##### ②チェック表の作成

「絶対値要件（要件1）チェック表」を用いて、必要事項を明記のうえ作成してください。

以下の留意事項について、次頁と照らして御確認ください。

＜作成手順＞： 黄色のセルに、必要事項を記入ください。

##### (1) 概要欄（必須）

※「実績判定期間における月数」について、実績判定期間内に1ヶ月に満たない端数が生じた場合は、その期間は1ヶ月として計算してください。

例) 新設の学校法人で、実績判定期間が3年5ヶ月3日である場合  
12ヶ月 × 3 + 5ヶ月 + 1ヶ月 (3日の端数) = 42ヶ月

##### (2) 入力項目1（必須）

※必ず数値のみを入力してください。（単位は、数値入力後自動で表示されます。）

##### (3) 入力項目2（該当する場合、当該事業年度についてのみ記載）

[記載が必要となる法人]

設置する学校等の定員等の総数が5,000人未満の事業年度がある場合

##### (4) 最終確認

要件チェック欄の、「判定基準寄附者数（年平均）」および「寄附金額（年平均）」について

・いずれか（または両方）のセルが赤く表示されている場合 ⇒ 要件1を満たしていません。

・両方のセルが青く表示されている場合 ⇒ 要件1を満たしています。

※両方のセルが青く表示された状態で御提出ください。

数値を入力しても空欄のままとなる場合は、必要項目が未入力の可能性があります。

## 4.申請書類の準備

### 通常の要件

#### 絶対値要件（要件1）の場合

##### ②チェック表の作成（記載例）

###### ＜絶対値要件（要件1）チェック表＞

###### 概要（必須）

法人名	学校法人 ○○学園					
実績判定期間	平成 27 年 4 月 1 日 ~ 令和 2 年 3 月 31 日					
実績判定期間における月数	60	ヶ月	（注）実績判定期間が5年の場合、月数は12ヶ月×5=60ヶ月とする。 1ヶ月に満たない端数がある場合、その期間は1ヶ月とする。			

###### 要件チェック

（以下「判定基準寄附者数」が年平均100件以上かつ「寄附金額」が年平均300,000円以上であれば、絶対値要件（要件1）を満たします。）

判定基準寄附者数（年平均）	536.1 件	寄附金額（年平均）	4,000,000.0 円
---------------	---------	-----------	---------------

※ 実績判定期間内に設置する学校等の定員等の総数が5,000人未満の事業年度又は公益目的事業費用等の合計額が1億円未満である事業年度がある場合、当該年度の判定寄附者数の計算方法が異なります（以下、入力項目2、3の記載が必要となります）。

###### 入力項目1（必須）

	1事業年度目	2事業年度目	3事業年度目	4事業年度目	5事業年度目
設置する学校等の定員等の総数（※1）	6,000 人	6,000 人	6,000 人	4,500 人	4,500 人
公益目的事業費用等の額の合計額（※2） （1億円以上の場合は“1億円”と文字を記入）	1億円	1億円	1億円	1億円	80,000,000 円
判定基準寄附者数（実際の寄附者数）	500 件				
（A）緩和要件1に基づく判定基準寄附者数 （定員等の総数が5,000人未満）	500 件	500 件	500 件	556 件	556 件
（B）緩和要件2に基づく判定基準寄附者数 （公益目的事業費用等の合計額が1億円未満）	500 件	500 件	500 件	500 件	625 件
判定基準寄附者数 （（A）、（B）のいずれか多い方）	500 件	500 件	500 件	556 件	625 件
	1事業年度目	2事業年度目	3事業年度目	4事業年度目	5事業年度目
寄附金額（円）	4,000,000 円	4,500,000 円	5,000,000 円	2,500,000 円	4,000,000 円

※ 実績判定期間内の事業年度全てについて、寄附金額を記載してください。

※ 寄附金額には、手引きにおいてカウント出来るとされている寄附金の総計を記載してください。

###### 入力項目2（以下に該当する場合）

（設置する学校等の定員等の総数が5,000人未満の事業年度がある場合）

定員等の総数（人）	1事業年度目	2事業年度目	3事業年度目	4事業年度目	5事業年度目
大学（短期大学含む）・高等専門学校	0 人	0 人	0 人	3,300 人	3,300 人
専修学校・各種学校	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
高等学校	0 人	0 人	0 人	600 人	600 人
中学校	0 人	0 人	0 人	600 人	600 人
小学校	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
幼保連携型認定子ども園	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
幼稚園	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
その他	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
計	0 人	0 人	0 人	4,500 人	4,500 人

※ 設置する学校等の定員等の総数が5,000人未満の事業年度について、定員等の内訳を下記に記載してください。

※ 定員等の総数が5,000人以上の事業年度については、内訳を記載する必要はありません。

## 4.申請書類の準備

### 通常の要件

#### 相対値要件（要件2）の場合

##### ①寄附者名簿の作成

寄附者名簿 (租税特別措置法施行令第26条の28の2第1項第2号イ(1)に規定する書類)							
法人名	学校法人 ○○学園		事業年度	平成27年4月1日 ～平成28年3月31日			
※ ①寄附者の氏名又は名称、②住所又は事務所の所在地、③受領した寄附金額、④受領年月日の全てが記載してある必要があります。							
※ 本名簿は、各事業年度終了の日の翌日以後3か月を経過する日から5年間、主たる事務所の所在地に保存する必要があります。							
※ <b>学校法人の役員(理事、監事等)、他の寄附者と生計を一にする者、法人の本店以外(支店)が含まれる場合、「備考」欄に記入してください。</b>							
寄附者の氏名 又は名称	寄附者区分	住所又は 事務所の所在地	寄附金額(円)	基準限度額	基準限度超過額	受領年月日	備考
1 ○○ ○○	個人	東京都千代田区○-○-△	50,000 円			2015年4月27日	
2 株式会社○○商事	法人・個人を有する団体	東京都品川区○-△-○	2,500 円			2015年5月2日	
3 公益社団法人○○	法人・個人を有する団体	東京都港区○-○-○	3,000,000 円	2,400,000 円	600,000 円	2015年6月15日	特定公益増進法人
4 □□ □□	個人	東京都豊島区○-△	2,000,000 円	1,200,000 円	800,000 円	2015年7月13日	
( 中 略 )							
125 ×× ××	個人	東京都北区○-△-○	4,500,000 円	1,200,000 円	3,300,000 円		
126							
合	計		12,000,000 円		4,700,000 円		

○ 各法人で保管している「寄附者名簿」の情報に基づいて、申請用の寄附者名簿を作成してください。

○ 基準限度額（※）を超える寄附については、当該行の「基準限度額」欄に金額を記載してください。「基準限度超過額」欄は、「寄附金額」から「基準限度額」を差し引いた金額を自動で計算します。

※基準限度額：「受入寄附金総額 × 1/10」。なお寄附者が特定公益増進法人である場合には、「受入寄附金総額 × 5/10 の額」を記入します。

○ **本手引きP.12の“カウントできないケース”に該当する寄附者については、備考欄にその旨を記載してください。**

（寄附者数のカウントに当たって、カウントすることができない者）

例) 法人の役員（理事、監事及び清算人等）及びこれと生計を一にする者  
他の寄附者と生計を一にする者 他

○ 寄附者数のカウントに当たっては、「備考」欄が黄色の者は含まずにカウントします。

○ 実績判定期間内に3,000 円以上の支出をした寄附者について、要件を確実に満たせる場合には、必ずしも全てを記入いただく必要はありません。ただし、税額控除の対象となる旨の証明を受けた学校法人が別途作成し、事務所に備え置くことが求められている寄附者名簿については、全ての寄附者（法人・個人・現物・現金寄附者）が含まれる名簿を作成する必要があります。

## 相対値要件（要件2）の場合

### ②必要項目の数値の確認（1）

各項目は、監事（私立学校振興助成法第14条の適用がある法人については、公認会計士又は監査法人）の監査を経て、理事会での承認決議を受けた計算書類により、数値を確認して下さい。

「相対値要件（要件2）」で申請する場合には、直近に終了した事業年度に係る計算書類について理事会での承認を受けた後（私立学校振興助成法第14条の適用がある場合は、所轄庁へ提出した後）に税額控除に係る証明申請を行っていただくこととなります。

例）4月1日から翌年3月31日までが事業年度の法人の場合、例えば、6月20日に理事会の承認を経て、6月23日に所轄庁へ事業報告等を提出した場合、6月23日以降に申請することができます。

受入寄附金総額	事業活動収支計算書における（大科目）「寄付金」の全額と、（大科目）「その他の特別収入」（小科目）「施設設備寄付金」及び（大科目）「その他の特別収入」（小科目）「現物寄付」の合計額。
一者当たりの基準限度超過額	<p><b>「寄附者名簿」を基に、以下の計算を行ってください。</b>            同一の者からの寄附金額のうち、受入寄附金総額の10分の1を超える部分の金額。            （ただし、特定公益増進法人・認定NPO法人からの寄附金は、同一の法人からの寄附金額のうち、受入寄附金総額の10分の5を超える部分の金額。）</p>
寄附者の氏名又は名称が明らかなもののうち、同一の者からの寄附金で、その合計額が1,000円未満のものの額	<p><b>「寄附者名簿」を基に、以下の計算を行ってください。</b>            実績判定期間内において、ある者から受け入れた寄附金の合計額が1,000円に満たないものがある場合の合計額。</p>
総収入金額	事業活動収支計算書における「事業活動収入」の額。

## 相対値要件（要件2）の場合

## ②必要項目の数値の確認（2）

国等からの補助金等の額	事業活動収支計算書における（大科目）「経常費等補助金」及び（大科目）「その他の特別収入」（小科目）「施設設備補助金」のうち、以下に該当するもの。国等（国、地方公共団体、法人税法別表第一に掲げる独立行政法人、地方独立行政法人、国立大学法人、大学共同利用機関法人及び我が国が加盟している国際機関）からの補助金その他国等が反対給付を受けないで交付するもの。 <b>※日本私立学校振興・共済事業団からの直接・間接の補助金は「国等」には含まれませんので注意してください。</b>
委託の対価としての収入で国等から支払われるものの金額	「国等」の範囲については、「国等からの補助金等の額」と同様です。
法律等の規定に基づく事業で、その対価を国又は地方公共団体が負担することとされている場合の負担金額	法律又は政令の規定に基づき行われる事業で、その対価の全部又は一部につき、その対価を支払うべき者に代わり、国又は地方公共団体が負担することとされている場合のその負担部分。
資産の売却収入で臨時的なものの金額	固定資産・有価証券等（棚卸資産を除く）の譲渡で、臨時的な資産の譲渡金額。（事業活動収支計算書の（大科目）「資産売却差額」から（大科目）「資産処分差額」及び（大科目）「その他の特別支出」（小科目）「災害損失」を控除した額）
遺贈により受け入れた寄附金等のうち、基準限度超過額に相当する金額	遺贈（贈与者の死亡により効力を生じる贈与を含む）により受入れた寄附金、租税特別措置法第70条第1項に規定する贈与により受入れた寄附金その他贈与者の被相続人に係る相続の開始のあったことを知った日の翌日から10か月以内に当該相続により当該贈与者が取得した財産の全部又は一部を当該贈与者からの贈与（贈与者の死亡により効力を生ずる贈与を除く）により受け入れた寄附金のうち、一者当たり基準限度超過額に相当する部分。

## 4. 申請書類の準備

### 通常の要件

#### 相対値要件（要件2）の場合

##### ③チェック表

<相対値要件（要件2）チェック表>

法人名		学校法人 ○○学園										
実績判定期間	平成 27 年 4 月 1 日 ~ 令和 2 年 3 月 31 日											
収入寄附金総額(必須) ... ①		15,000,000 円										
控除金額	一者当たりの基準限度超過額の合計額(必須) ... ②		5,000,000 円									
	寄附者の氏名又は名称が明らかなるもののうち、同一の者からの寄附金でその合計額が1,000円未満のものの額(必須) ... ③		60,000 円									
	寄附者の氏名又は名称が明らかでない寄附金額(必須) ... ④		2,800,000 円									
差引金額   ① - (②+③+④)   ... ⑤		7,140,000 円										
国等からの補助金等の額 ... ⑥		0 円										
※当欄又は右欄のいずれかのみに記載可(当欄に記載する場合は右欄の額が上欄)												
寄附金等収入金額 (⑤+⑥)		7,140,000 円										
総収入金額(必須) ... ⑦ (「消費収支計算書」における「純額収入」の額です。)		50,000,000 円										
控除金額	国等からの補助金等の額 ... ⑧ (※当欄又は右欄のいずれかのみに記載可)		15,000,000 円									
	委託の対価としての収入で国等から支払われるものの額 ... ⑨		0 円									
	法律等の規定に基づく事業で、その対価を国又は地方公共団体が負担することとされている場合の負担金額 ... ⑩		0 円									
	資産の売却収入で臨時的なものの額 ... ⑪		0 円									
	遺贈により受け入れた寄附金等のうち、基準限度超過額に相当する金額 ... ⑫		0 円									
	寄附者の氏名又は名称が明らかなるもののうち、同一の者からの寄附金で、その合計額が1,000円未満のものの額 ... ⑬		60,000 円									
寄附者の氏名又は名称が明らかでない寄附金額 ... ⑭		2,800,000 円										
経常収入金額(※)   ⑦ - (⑧+⑨+⑩+⑪+⑫+⑬+⑭)		32,140,000 円										
※「総収入金額」から各控除金額を控除した値												

### 印刷範囲

実績判定期間の各年度の数値をこちらに入力ください					
(値が反映されます)	1事業年度目	2事業年度目	3事業年度目	4事業年度目	5事業年度目
	3,000,000	3,000,000	3,000,000	3,000,000	3,000,000
	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
	0	0	50,000	10,000	0
	500,000	300,000	500,000	500,000	1,000,000
	1,500,000	1,700,000	1,450,000	1,490,000	1,000,000

(値が反映されます)	1事業年度目	2事業年度目	3事業年度目	4事業年度目	5事業年度目
	10,000,000	10,000,000	10,000,000	10,000,000	10,000,000
	3,000,000	3,000,000	3,000,000	3,000,000	3,000,000
	0	0	0	0	0
	0	0	0	0	0
	0	0	0	0	0
	0	0	0	0	0
	500,000	300,000	500,000	500,000	1,000,000

### 判定式

<判定式> 寄附金等収入金額 ÷ 経常収入金額 =

22.2 %

「相対値要件（要件2）チェック表」を用いて、必要事項を明記のうえ、作成してください。

<作成手順> : 黄色のセルに、必要事項を記入ください。

(水色セルは、自動計算。)

(1) 必須事項を入力ください。(各数値の確認方法は、前頁を参照。)

※数値を入力する欄は、必ず数値のみを入力してください。(単位は、数値入力後自動で表示されます。)

※印刷する際は、上図の赤破線で囲まれた範囲のみ出力されます。

(2) 最終確認

ページ下部の<判定式>が、20%を超えている(=要件2を満たしている)ことを御確認ください。

#### 絶対値要件（要件1）・相対値要件（要件2）共通

##### ○かがみ文書の作成

「税額控除に係る証明申請書（様式）」を用いて、必要事項を明記のうえ作成してください。以下の留意事項について、次ページと照らして御確認ください。

※特例要件と様式が異なりますのでご注意ください。

##### ＜留意事項＞

1. 代表者の押印は**不要**です。
2. 設立登記年月日は、申請する学校法人の法人格が登記された日を記載してください。  
例) 合併、準学校法人から学校法人への移行 ⇒ 合併や移行の登記を行った場合  
法人名を変更した場合 ⇒ 旧名称の法人の設立登記日
3. 該当する項目について、チェック欄（□）にチェック（■）を入れてください。
4. 申請する要件は（要件1）または（要件2）の**いずれか1つのみ**選択してください。
5. 実績判定期間の考え方は、本手引きのP.7を御確認ください。  
特に、事業年度とのずれに御注意ください。（4月1日から翌3月31日を事業年度とする法人が実績判定期間を1月1日から12月31日とすることはできません。）
6. 提出する書類について、チェック欄（□）にチェック（■）を入れてください。

### 絶対値要件（要件1）・相対値要件（要件2）共通

#### ○かがみ文書の作成（記載例）

令和3年5月1日

文部科学大臣  
○○ ○○ 殿

法人の名称 学校法人文科学園  
代表者の氏名 文科 太郎  
設立登記日 昭和45年5月2日

1

#### 税額控除に係る証明申請書

2

租税特別措置法施行令第26条の2第1項第2号に規定される要件を満たしていることについての証明を受けたいので、下記の通り申請します。

記

3

#### 1. 申請する要件

4

- <絶対値要件（要件1）>第2号イ（2）に規定された要件
- <相対値要件（要件2）>第2号イ（1）に規定された要件

5

#### 2. 実績判定期間

平成28年4月1日～令和2年3月31日

#### 3. 添付書類

##### <絶対値要件（要件1）>

- 寄附者名簿（要件1）（様式）
- 絶対値要件（要件1）チェック表（様式）
- 実績判定期間内に、設置する学校等の定員等の総数が5,000人未満の事業年度がある場合は、設置する学校等の定員等が分かる資料（現行の学則、園則等）  
※実績判定期間内に定員等の増減に伴う学則の変更があった場合は、当該学則も送付して下さい。
- 実績判定期間内に、公益目的事業費用等の額の合計額が1億円未満の事業年度がある場合は、当該事業年度の公益目的事業費用等の合計額がわかる資料（事業活動収支計算書等）

6

##### <相対値要件（要件2）>

- 寄附者名簿（要件2）（様式）
- 相対値要件（要件2）チェック表（様式）
- 受入寄附金総額や総収入金額がわかる財務諸表等  
(チェック表の必須以外の項目を記入している場合は、各金額がわかる計算書類等)

以上

なお、証明を受けた後は、租税特別措置法施行令第26条の2第1項第2号に規定された書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除き、閲覧に供します。

# 5. 証明を受けた後に必要なこと

共通

## 証明書の更新

- 税額控除に係る証明の有効期間は、所轄庁（文部科学大臣）の証明を受けた日から**5年間**です。  
税額控除に係る証明期間の延長を希望する場合は、**3か月以上前に改めて申請**をお願いいたします。  
申請書類等は、新規申請時と同様です。

### （例）令和2年5月1日に税額控除に係る証明を受けた場合

⇒有効期間は、令和2年5月1日から令和7年4月30日まで

※上記例のような場合には、申請は令和2年度になってからなされる必要がございますが、寄附実績の確認等にかかる期間の関係などから、有効期限の切れる3か月程度前には、当該時点での寄附者名簿等、申請書以外の書類を先に提出いただく必要がございます。その上で、令和2年度になってから申請書をお送りいただくことになります。

- 証明を受けた日以降に支出された個人からの寄附金が税額控除の対象となります。

## 書類の備え置き

- 税額控除対象法人となった後は、以下の書類を主たる事務所に備え付け、閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除き、閲覧に供する必要があります。（租税特別措置法施行令第26条の28の2第1項第2号口及び第3号口(2)）

※事業年度ごとに作成される(3)(5)(6)(7)については、**直近の事業年度分**を閲覧に供すれば足ります。

### 【事務所への備え付け及び請求があった場合に閲覧に供する必要がある書類】

- (1) 寄附行為（私立学校法第30条第1項）
- (2) 役員の氏名・役職を記載した名簿（私立学校法第35条第1項）
- (3) 財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書、監査報告書  
(私立学校法第47条第2項)
- (4) 役員・従業員給与支給規程

※非常勤職員も含め、原則すべて公開

- (5) 寄附者に関する事項 [寄附金支出者の氏名、寄附金額、受領年月日]

※①役員、②役員と親族関係を有する者、③役員と特殊の関係にある者からの一事業年度における  
受入寄附金の合計額が20万円である場合

- (6) 支出した寄附金の額、相手先、支出年月日
- (7) 寄附金を充当する予定の具体的な事業内容を記載した書類

- また、（特例）実績判定期間内の日を含む事業年度ごとに寄附者名簿を作成し、各事業年度終了の日の翌日以後3ヶ月までの間に主たる事務所の所在地に備え置き、**5年間**保存しなければなりません。  
(租税特別措置法施行令第26条の28の2第1項第2号ハ及び第3号口(3)並びに租税特別措置法施行規則第19条の10の5第4項及び第5項)

- なお、証明書申請の際に作成した寄附者名簿を、本寄附者名簿とする事も可能ですが、証明を受けた翌事業年度からは、新しい寄附者名簿を作成する必要があります。

# 【参考】関係法令

## 租税特別措置法施行令（抄）（令和7年4月1日施行時点）

（公益社団法人等に寄附をした場合の所得税額の特別控除）

第二十六条の二十八の二 法第四十一条の十八の三第一項第一号に規定する政令で定める要件は、次の各号に掲げる法人の区分に応じ当該各号に定める要件とする。

一 (略)

二 法第四十一条の十八の三第一項第一号□に掲げる法人[私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）第三条に規定する学校法人及び同法第六十四条第四項の規定により設立された法人]（特例法人を除く。） 次に掲げる要件

イ 次に掲げる要件のいずれかを満たすこと。

（1） 実績判定期間における経常収入金額のうちに寄附金収入金額（学校の入学に関する寄附金の額を除く。）の占める割合が五分の一以上であること。

（2） 実績判定期間内の日を含む各事業年度における判定基準寄附者の数（当該各事業年度のうち次に掲げる事業年度にあつては、それぞれ次に定める数（次に掲げる事業年度のいずれにも該当する場合には、次に定める数のうちいずれか多い数）とする。次号イ（2）において同じ。）の合計数に十二を乗じてこれを当該実績判定期間の月数で除して得た数が百以上であり、かつ、当該各事業年度における当該判定基準寄附者からの判定基準寄附金額の総額に十二を乗じてこれを当該実績判定期間の月数で除して得た金額が三十万円以上であること。

（i） 当該法人が設置する特定学校等の定員等の総数が五千に満たない事業年度（当該定員等の総数が零である場合の当該事業年度を除く。（i）において「特定事業年度」という。）当該特定事業年度における当該判定基準寄附者の数に五千を乗じてこれを当該定員等の総数（当該定員等の総数が五百に満たない場合には、五百）で除して得た数

（ii） 当該法人の公益目的事業費用等の額の合計額が一億円に満たない事業年度（当該合計額が零である場合の当該事業年度を除く。（ii）において「特定事業年度」という。）当該特定事業年度における当該判定基準寄附者の数に一億を乗じてこれを当該公益目的事業費用等の額の合計額（当該合計額が千万円に満たない場合には、千万）で除して得た数

□ 次に掲げる書類について閲覧の請求があつた場合には、正当な理由がある場合を除き、財務省令で定めるところにより、これを閲覧させること。

（1） 私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）第三十条第一項に規定する寄附行為及び同法第四十七条第二項に規定する財産目録等

（2） 前号□（2）から（4）までに掲げる書類[（2）役員報酬又は従業員給与の支給に関する規程、（3）寄附金に関する事項その他の財務省令で定める事項を記載した書類、（4）寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類]

ハ 前号ハに掲げる要件[財務省令で定めるところにより、実績判定期間内の日を含む各事業年度の寄附者名簿（各事業年度に当該法人が受け入れた寄附金の支払者ごとに当該支払者の氏名又は名称及びその住所又は事務所の所在地並びにその寄附金の額及び受け入れた年月日を記載した書類をいう。）を作成し、これを保存していること。]

三 特例法人 次に掲げる要件のいずれかを満たすこと。

イ 前号に定める要件

□ 次に掲げる要件

（1） 特例実績判定期間内の日を含む各事業年度における特例判定基準寄附者の数（当該各事業年度において個人である特例判定基準寄附者と生計を一にする他の特例判定基準寄附者がいる場合には、当該特例判定基準寄附者と当該他の特例判定基準寄附者とを一人とみなした数。（i）及び（ii）において同じ。）（当該各事業年度のうち次に掲げる事業年度にあつては、それぞれ次に定める数（次に掲げる事業年度のいずれにも該当する場合には、次に定める数のうちいずれか多い数）とする。）が百以上であり、かつ、当該各事業年度における当該特例判定基準寄附者からの判定基準寄附金額が三十万円以上であること。

# 【参考】関係法令

- ( i ) 当該特例法人が設置する特定学校等の定員等の総数が五千に満たない事業年度（当該定員等の総数が零である場合の当該事業年度を除く。（ i ）において「特定事業年度」という。）当該特定事業年度における当該特例判定基準寄附者の数に五千を乗じてこれを当該定員等の総数（当該定員等の総数が五百に満たない場合には、五百）で除して得た数
- ( ii ) 当該特例法人の公益目的事業費用等の額の合計額が一億円に満たない事業年度（当該合計額が零である場合の当該事業年度を除く。（ ii ）において「特定事業年度」という。）当該特定事業年度における当該特例判定基準寄附者の数に一億を乗じてこれを当該公益目的事業費用等の額の合計額（当該合計額が千万円に満たない場合には、千万）で除して得た数

## （2）前号□に掲げる要件

- ( 3 ) 財務省令で定めるところにより、特例実績判定期間内の日を含む各事業年度の寄附者名簿を作成し、これを保存していること。

## 四・五（略）

## 2～5（略）

6 この条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 実績判定期間 当該法人の直前に終了した事業年度終了の日以前五年以内に終了した各事業年度のうち最も古い事業年度開始の日から当該終了の日までの期間をいう。
- 二 経常収入金額 総収入金額から国の補助金等、臨時的な収入その他の財務省令で定めるものの額を控除した金額をいう。
- 三 寄附金収入金額 受け入れた寄附金の額の総額から一者当たり基準限度超過額（同一の者からの寄附金の額のうち財務省令で定める金額を超える部分の金額をいう。）その他の財務省令で定める寄附金の額の合計額を控除した金額をいう。
- 四 事業年度 法第二条第二項第十九号に規定する事業年度をいう。
- 五 判定基準寄附者 当該法人の実績判定期間内の日を含む各事業年度における同一の者からの寄附金（寄附者の氏名又は名称その他の財務省令で定める事項が明らかな寄附金に限るものとし、学校の入学に関するものその他の財務省令で定めるものを除く。以下この号において同じ。）の額（当該同一の者が個人である場合には、当該各事業年度におけるその者と生計を一にする者からの寄附金の額を加算した金額）が三千円以上である場合の当該同一の者（当該法人の法人税法第二条第十五号に規定する役員である者及び当該役員と生計を一にする者を除く。）をいう。

- 六 公益目的事業費用等 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第二条第四号に規定する公益目的事業に係る費用、私立学校法第二十六条第三項（同法第六十四条第五項において準用する場合を含む。）に規定する私立学校の経営に関する会計に係る業務として行う事業に係る費用、社会福祉法第二条第一項に規定する社会福祉事業に係る費用又は更生保護事業法第二条第一項に規定する更生保護事業に係る費用をいう

# 【参考】関係法令

- 七 特例法人 法第四十一条の十八の三第一項第一号□に掲げる法人のうち、当該法人の直前に終了した事業年度が令和六年四月一日から令和十一年四月一日までの間に開始する事業年度であること、私立学校法第百四十八条第二項（同法第百五十二条第六項において準用する場合を含む。）に規定する中期事業計画その他これに準ずる計画であつて当該法人の経営の改善に資すると認められるものを作成していることその他財務省令で定める要件に該当するものという。
- 八 特定学校等 次に掲げる施設をいう。
- イ 所得税法施行令第二百十七条第四号に規定する学校、専修学校及び各種学校
- 児童福祉法第六条の二の二第一項に規定する障害児通所支援事業（同条第二項に規定する児童発達支援又は同条第三項に規定する放課後等デイサービスを行う事業に限る。）、同法第六条の三第一項に規定する児童自立生活援助事業、同条第二項に規定する放課後児童健全育成事業、同条第八項に規定する小規模住居型児童養育事業又は同条第十項に規定する小規模保育事業が行われる施設
- ハ 児童福祉法第三十七条に規定する乳児院、同法第三十八条に規定する母子生活支援施設、同法第三十九条第一項に規定する保育所、同法第四十一条に規定する児童養護施設、同法第四十二条第一号に規定する福祉型障害児入所施設、同条第二号に規定する医療型障害児入所施設、同法第四十三条の二に規定する児童心理治療施設及び同法第四十四条に規定する児童自立支援施設
- 九 定員等 収容定員、利用定員、入所定員その他これらに類するものとして財務省令で定めるものという。
- 十 特例実績判定期間 特例法人の直前に終了した事業年度終了の日以前二年内に終了した各事業年度のうち最も古い事業年度開始の日から当該終了の日までの期間をいう。
- 十一 特例判定基準寄附者 特例法人の特例実績判定期間内の日を含む各事業年度における同一の者からの寄附金の額が三千円以上である場合の当該同一の者（当該特例法人の法人税法第二条第十五号に規定する役員である者及び当該役員と生計を一にする者を除く。）をいう。
- 十二 国の補助金等 国等（国、地方公共団体、法人税法別表第一に掲げる独立行政法人、地方独立行政法人、国立大学法人、大学共同利用機関法人及び我が国が加盟している国際機関をいう。以下この号において同じ。）からの補助金その他国等が反対給付を受けないで交付するものという。
- 7 第一項第一号イ（2）、第二号イ（2）、第四号イ（2）及び第五号イ（2）並びに第二項第一号イ（2）、第二号イ（2）及び第三号イ（2）の月数は、暦に従つて計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを一月とする。
- 8 法第四十一条の十八の三第一項に規定する総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額の百分の四十に相当する金額は、法第八条の四第三項第三号、第二十八条の四第五項第二号、第三十一条第三項第三号（法第三十二条第四項において準用する場合を含む。）、第三十七条の十第六項第五号（法第三十七条の十一第六項及び第三十七条の十二第七項において準用する場合を含む。）又は第四十一条の十四第二項第四号の規定の適用がある場合には、これらの規定により読み替えられた所得税法第七十八条第一項第一号に規定する百分の四十に相当する金額とする。
- 9 法第四十一条の十八の三第一項の規定による控除をすべき金額は、同項に規定するその年分の所得税法第九十二条第一項に規定する所得税額から控除する。
- 10 文部科学大臣及び総務大臣は、第三項又は第四項の要件及び方法を定めたときは、これを告示する。

# 【参考】関係法令

## 私立学校法（抄）

（収益事業）

第二十六条 学校法人は、その設置する私立学校の教育に支障のない限り、その収益を私立学校の経営に充てるため、収益を目的とする事業を行うことができる。

2 （略）

3 第一項の事業に関する会計は、当該学校法人の設置する私立学校の経営に関する会計から区分し、特別の会計として経理しなければならない。

（申請）

第三十条 学校法人を設立しようとする者は、その設立を目的とする寄附行為をもつて少なくとも次に掲げる事項を定め、文部科学省令で定める手続きに従い、当該寄附行為について所轄庁の認可を申請しなければならない。

一～十二 （略）

（役員）

第三十五条 学校法人には、役員として、理事五人以上及び監事二人以上を置かなければならない。

（財産目録等の備付け及び閲覧）

第四十七条 学校法人は、毎会計年度終了後二月以内に、文部科学省令で定めるところにより、財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書及び役員等名簿（理事、監事及び評議員の氏名及び住所を記載した名簿をいう。次項及び第三項において同じ。）を作成しなければならない。

2 学校法人は、前項の書類、第三十七条第三項第四号の監査報告書及び役員に対する報酬等の支給の基準（以下「財産目録等」という。）を、作成の日から五年間、各事務所に備えて置き、請求があつた場合（都道府県知事が所轄庁である学校法人の財産目録等（役員等名簿を除く。）にあつては、当該学校法人の設置する私立学校に在学する者その他の利害関係人から請求があつた場合に限る。）には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。

3 （略）

## 学校法人会計基準（抄）

（事業活動収支計算の目的）

第十五条 事業活動収入は、当該会計年度の学校法人の負債とならない収入を計算するものとする。

2・3 （略）

## 所得税法施行規則（抄）

第四十条の九 令第二百十七条第四号（公益の増進に著しく寄与する法人の範囲）に規定する財務省令で定める専修学校は、次のいずれかの課程による教育を行う学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第百二十四条（専修学校）に規定する専修学校とする。

- 一 学校教育法第百二十五条第一項（専修学校の課程）に規定する高等課程でその修業期間（普通科、専攻科その他これらに準ずる区別された課程があり、一の課程に他の課程が継続する場合には、これらの課程の修業期間を通算した期間をいう。次号において同じ。）を通ずる授業時間数が二千時間以上であるもの
- 二 学校教育法第百二十五条第一項に規定する専門課程でその修業期間を通ずる授業時間数が千七百時間以上であるもの
- 2 令第二百十七条第四号に規定する財務省令で定める各種学校は、初等教育又は中等教育を外国语により施すことを目的として設置された学校教育法第百三十四条第一項（各種学校）に規定する各種学校であつて、文部科学大臣が財務大臣と協議して定める基準に該当するものとする。

○ 文 科 高 第 号  
令和 年 月 日

殿

文部科学大臣

○ ○ ○ ○

税額控除に係る証明書

貴法人が、租税特別措置法施行令第 26 条の 2 第 1 項第 3 号に規定する要件を満たしていることを証明します。

本証明書に係る有効期間は、以下のとおりです。

令和 年 月 日 から 令和 年 月 日 まで

# 学校法人が税額控除対象法人となるための実績判定に係る期間の短縮

## 制度概要

急速な時代の変化や社会のニーズを踏まえ、自ら経営力の強化や改革に取り組もうとする意欲のある学校法人が、機動的に税額控除制度を活用し、個人からの寄附を一層集めやすくするため、一定の要件を満たす場合において、税額控除対象法人となるための実績判定に係る期間を、5年間ではなく2年間とする。

## 税額控除のメリット

- 寄附額を基礎に算出した控除額を、税率に関係なく、税額から直接控除するため、減税効果が大きい。
- 寄附を受ける学校法人にとっては、より幅広い関係者から、小口の寄附金を集めやすくなる。

## 現行の要件

実績判定期間内（原則、直近5会計年度）に、

- ①3,000円以上の寄附金を支出した者  
(判定基準寄附者数) が、年平均100人以上
  - ②寄附金額が年平均30万円以上であること
- \* 1 小規模法人向けの緩和措置あり  
\* 2 税額控除対象法人には、①寄附行為等の情報開示義務、  
②寄附者名簿の作成・保存義務が生じる

特例措置の新設

現在、税額控除対象法人となっていない法人におかれでは、  
特例措置の対象となることも踏まえ、ぜひ積極的に制度の活用を  
ご検討ください！

## 令和6年度税制改正による特例措置

以下の要件を満たす場合には、実績判定期間を  
5年間から2年間に短縮する。

- \* この場合においても税額控除対象法人であることの証明書の有効期間は5年間となる。
- 税額控除対象法人となるために必要な寄附者数・  
寄附金額といった実績要件を、年度ごとに満たしていること（小規模法人向けの緩和措置は引き続き適用）
  - 税額控除に係る証明申請が令和7年度～12年度の間に行われるものであること
  - 経営改善に向けた具体的な取組に係る計画を作成していること
  - 実績判定期間中に、税額控除に係る証明を受けている期間が含まれないこと